

熊野灘沿岸海岸保全基本計画

【第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項－三重県】

変更

令和8年2月一部変更

平成28年3月変更

(平成21年3月一部変更)

(平成15年7月)

三 重 県

目 次

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	1
3-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項	1
3-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項	1
3-3 海岸保全の整備概要及び受益の地域とその状況	2

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

「第1編 海岸の保全に関する基本的な事項」では、熊野灘沿岸を対象に、沿岸保全に関する基本理念、基本方針、施策について海岸管理者・関係機関・市町村・地域住民が協働・連携して行う総合的な視点から定めた。

「第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（三重県）」では、海岸管理者が行う海岸整備について、「海岸保全施設」を整備しようとする区域と施設の種類や施設による受益地域などを定める。なお、第1編で設定した防護・環境・利用に関する事項は、施設整備の際に十分に配慮されることが前提となる。

3-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

① 安全な海岸の整備

現在、防護が必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分でなく、高潮による災害への懸念や、大規模地震の発生に伴う津波による災害への懸念も大きい。このため、今後とも防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。

② 自然豊かな海岸の整備

施設の整備に当たっては、優れた海岸景観が損なわれることのないよう、また、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう、干潟や藻場を含む自然環境の保全に配慮する。

③ 親しまれる海岸の整備

海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

(2) 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、現時点で高潮、侵食及び地震・津波等に対する防護の必要性がある地域を有する地区海岸とする。

3-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保する必要がある。

このため、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。また、海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。

(2) 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域とする。

3-3 海岸保全の整備概要及び受益の地域とその状況

「海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域」として選定した個別海岸及び「海岸保全施設の存する区域」における海岸保全施設の種類、規模及び配置を一覧表に示す。

なお、ここに示した内容については、整備及び維持修繕の概略であり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所の自然環境、利用状況等をふまえて詳細に検討を行い、整備内容や計画諸元等を決定していくものとする。

また、海岸保全施設の整備によって高潮や地震・津波による災害から防護される地域及びその状況について示す。

「海岸保全施設の整備概要一覧表」への記載事項

記載事項	記載内容
市町名	対象海岸の位置する市町
管理者（所管）	対象海岸の管理者
ゾーン種別	対象海岸のゾーン種別
整備の方向性	対象海岸の整備の方向性
施設の種類	対象海岸における既存及び整備を行う海岸保全施設の主な種類 ※施設の種類は以下の分類で主たる施設のみを記載 ・堤防、護岸、胸壁 ・離岸堤、人工リーフ ・突堤 ・砂浜 ・樋門、樋管、水門、陸閘
新設・改良	新設又は改良する施設
規模（現況）	対象海岸における現況の海岸保全施設の延長・天端高
受益の地域及びその状況	背後地（防護区域内）の主な土地利用等
維持又は修繕の方法	巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の考え方

「整備計画図」への記載事項

記載内容
海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域
海岸保全施設の維持又は修繕しようとする区域
受益の地域

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	二見海岸 松下地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・釣り、キャンプ場等の海岸利用との調整	堤防	○	196 m	5.0- 5.0	伊勢市の一部	農地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	73 m	5.0- 5.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
2	伊勢市	伊勢市 (水産庁)	松下漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・漁業活動等の海岸利用との調整を図る。	堤防	○	60 m	2.4-2.4	伊勢市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
3	伊勢市	三重県 (農村振興局)	二見海岸 二見地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	120 m	2.6- 2.6	伊勢市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
4	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 堅神地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	318 m	1.0- 2.6	鳥羽市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	170 m	1.0- 2.6			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
5	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 小浜地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	336 m	1.2-3.3	鳥羽市の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
6	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 小浜地区 小浜東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	275 m	3.3- 3.7	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	120 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	29 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
7	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	小浜漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	-	—	—	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。	

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 小浜地区 小浜西地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	320 m	3.3- 3.3	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	415 m	3.3- 3.3			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
9	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 小浜地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・花火大会、船着場の海岸利用との調整	護岸	○	686 m	3.3- 3.7	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
10	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 主水山地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・船着場等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	護岸	○	486 m	1.5- 6.2	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
11	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 岩崎地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会、船着場の海岸利用との調整 ・利用向上の促進を図るため、背後地整備事業との調整	護岸	○	765 m	2.2- 6.3	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	162 m	2.2- 6.3			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	13 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
12	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 中之郷地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・定期船乗場と海岸利用との調整	堤防	○	7 m	2.0- 5.0	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	309 m	2.0- 5.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	563 m	2.0- 5.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	12 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
13	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 赤崎地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	胸壁	○	344 m	3.3- 3.3	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
14	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 安楽島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,158 m	1.7- 5.6	鳥羽市の一部	住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門	○	1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
15	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 安楽島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・海水浴、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	1,199 m	1.3- 2.7	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
16	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 安楽島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴の利用との調整	堤防	○	216 m	3.1- 4.3	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	771 m	3.1- 4.3			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	318 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
17	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	安楽島漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	797 m	2.0- 4.9	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	○	129 m	4.30			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	20 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
18	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 今浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,000 m	2.4- 4.8	鳥羽市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
19	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 今浦地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	堤防	○	128 m	1.4- 3.5	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,643 m	1.4- 3.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	18 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
20	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 大潟地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	3,980 m	1.4- 2.7	鳥羽市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
21	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 本浦南地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 	堤防	○	5 m	2.0- 2.5	鳥羽市の一部	住宅地・原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,429 m	2.0- 2.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
22	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	本浦漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 	護岸	○	323 m	2.6- 4.7	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	○	178 m	4.20			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	15 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
23	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 本浦北地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・定期船乗場と海岸利用との調整 	護岸	○	633 m	1.3- 2.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
24	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 大吉南地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 	護岸	○	166 m	2.7- 2.7	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
25	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 大吉地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	608 m	2.2- 6.1	鳥羽市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
26	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 大吉北地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	堤防	○	205 m	2.5- 2.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
27	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 石鏡地区 石鏡西地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	616 m	6.3- 6.8	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	30 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	100 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
樋管	○	4 基	—	年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。								
28	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 石鏡地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	158 m	5.0- 6.7	鳥羽市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
29	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	石鏡漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	-	—	—	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。	
30	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 石鏡地区 石鏡東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	護岸	○	169 m	6.0- 6.7	鳥羽市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
31	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 国崎地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	168 m	6.8- 6.8	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
32	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 国崎地区 国崎北地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮	護岸	○	404 m	7.7- 9.9	鳥羽市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	66 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	50 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
33	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	国崎漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	394 m	3.3- 8.0	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	○	—	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	○	47 m	3.6- 3.6			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
34	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 国崎地区 国崎南地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	147 m	6.3- 7.8	鳥羽市の一部	原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	132 m	6.3- 7.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	105 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
35	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 相違地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	2,525 m	1.0- 6.8	鳥羽市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門	○	1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
36	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 相違地区 相違北地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・松林の保全 ・景観への配慮 ・海水浴の利用との調整	堤防	○	393 m	6.5- 7.4	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	945 m	6.5- 7.4			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	274 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	450 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	199 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
37	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	相差漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	堤防	○	354 m	6.3- 6.3	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						護岸	○	126 m	6.3- 6.3			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
38	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 相差地区 相差南地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・花火大会等の利用との調整	護岸	○	193 m	6.0- 6.7	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
39	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 大篠瀬地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	91 m	5.1- 6.0	鳥羽市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
40	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 答志地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	4,160 m	1.0- 6.8	鳥羽市の一部	住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
41	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 牛島牛島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	110 m	1.8- 5.0	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
42	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	桃取漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	1,667 m	2.3- 4.1	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	○	149 m	3.7- 3.7			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						突堤		160 m	3.0- 3.2			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						砂浜		5,804 m ²	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	14 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
43	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 答志島答志地区 桃取東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	64 m	6.0-6.0	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,493 m	6.0-6.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	80 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	7 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
44	鳥羽市	三重県 (水産庁)	舟越漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	200 m	4.3-4.3	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
45	鳥羽市	三重県 (水産庁)	答志漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	防波堤	○	60 m	5.4-5.4	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						護岸	○	612 m	3.5-5.4			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	◎	—	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						突堤	○	120 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	○	100 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						砂浜	○	7,379 m ²	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
46	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 答志島答志地区 答志東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・花火大会等の利用との調整 ・海水浴の利用との調整	堤防	○	509 m	1.8-6.0	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	211 m	1.8-6.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	221 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	65 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔□〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
47	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	和具(答志)漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	899 m	4.0- 5.0	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						突堤	○	164 m	2.5- 5.0			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤		197 m	3.0- 3.0			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						砂浜		15,694 m ²	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸間	○	5 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
48	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 答志島答志地区 答志西地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・海水浴の利用との調整	護岸	○	242 m	6.2- 6.2	鳥羽市の一部	住宅地・農地・原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	160 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	40 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
49	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 神島神島地区 神島西地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・海水浴の利用との調整	護岸	○	713 m	2.1- 2.1	鳥羽市の一部	住宅地・農地・原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
50	鳥羽市	三重県 (水産庁)	神島漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	232 m	4.8- 6.5	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
51	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 神島神島地区 神島東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮	護岸	○	469 m	6.5- 6.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
52	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 神島神島地区 神島南地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	130 m	8.5- 8.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	80 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
53	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 坂手地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・花火大会・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	654 m	1.7- 7.0	鳥羽市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	5 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
54	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 坂手島坂手地区 坂手北地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・定期線乗場と海岸利用との調整	護岸	○	135 m	3.5- 3.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
55	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 坂手島坂手地区 坂手東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	堤防	○	141 m	3.5- 5.0	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	697 m	3.5- 5.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	139 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	5 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
56	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	坂手漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	132 m	4.2- 6.2	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	○	312 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸間	○	9 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
57	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 菅島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・砂浜と施設の保全を行う。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・既存の動植物、養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,410 m	3.6- 4.5	鳥羽市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
58	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	菅島漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	43 m	4.3- 4.3	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						砂浜	○	7,384 m ²	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
59	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 菅島菅島地区 白浜地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の海岸利用との調整	護岸	○	41 m	1.8- 1.8	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	107 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
60	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 菅島菅島地区 オンマ浜地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	—	-	○	—	—	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。 (天然護岸)
61	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 菅島菅島地区 網ノ浜地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の海岸利用との調整	護岸	○	45 m	1.8- 1.8	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	55 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
62	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 菅島地区 海老穴浜地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	—	-	○	—	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。 (天然護岸)	
63	鳥羽市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 相差畔蛸地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴、船乗地の海岸利用との調整	堤防	○	937 m	3.3- 4.3	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	178 m	3.3- 4.3			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	425 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	137 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	8 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
64	鳥羽市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 千賀地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り堀、船着場の海岸利用との調整	堤防	○	245 m	1.5- 5.0	鳥羽市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	103 m	1.5- 5.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	15 m	1.5- 5.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	100 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
65	鳥羽市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 堅子地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り筏等の海岸利用との調整 	護岸	○	592 m	3.3- 3.3	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	81 m	3.3- 3.3			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	60 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	5 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
66	志摩市	三重県 (農村振興局)	磯部海岸 的矢地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	2,423 m	1.2- 6.7	志摩市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
67	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 的矢地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全 	護岸	○	1,500 m	0.9- 5.4	志摩市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	325 m	0.9- 5.4			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	32 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	15 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
68	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 渡鹿野地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・海水浴・花火大会の海岸利用との調整 	堤防	○	443 m	1.2- 3.8	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,008 m	1.2- 3.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	317 m	1.2- 3.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	432 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	22 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	7 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
69	志摩市	三重県 (農村振興局)	磯部海岸 波鹿野地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,514 m	1.0- 3.9	志摩市の一部	農地・住宅地・原 野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
70	志摩市	三重県 (農村振興局)	磯部海岸 穴川地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	4,711 m	1.4- 3.3	志摩市の一部	農地・住宅地・原 野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
						樋門		1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
71	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 飯浜地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	堤防	○	168 m	2.0- 2.8	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,801 m	2.0- 2.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	36 m	2.0- 2.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	8 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
						樋門	○	10 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
72	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 穴川坂崎地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・鯛釣り堀・オートキャンプの海岸利用との調整	護岸	○	2,283 m	1.4- 3.3	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	78 m	1.4- 3.3			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	25 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
						樋門	○	6 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
						樋管	○	14 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
73	志摩市	三重県 (農村振興局)	磯部海岸 三ヶ所地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	3,579 m	1.0- 2.8	志摩市の一部	農地・住宅地・原 野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
74	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 三ヶ所地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・藻場に配慮する ・釣り等の海岸利用との調整 	護岸	○	1,318 m	1.3- 2.8	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	232 m	1.3- 2.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	36 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	42 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
75	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 国府地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	2,808 m	1.3- 4.0	志摩市の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
76	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 国府地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・観光乗船場、船着場等の海岸利用との調整 	護岸	○	760 m	1.5- 6.2	志摩市の一部	樹林・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
77	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 阿瀬地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整 	堤防	○	140 m	2.8- 3.8	志摩市の一部	樹林・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	257 m	2.8- 3.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
78	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 安乗地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	41 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
79	志摩市	三重県 (水産庁)	安乗漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 	護岸	○	164 m	3.3- 7.0	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	◎	—	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
80	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 安乗地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・釣り等の海岸利用との調整 	堤防	○	1,375 m	5.5- 8.0	志摩市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,188 m	5.5- 8.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	370 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	360 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	365 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	5 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	17 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
81	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 田尻地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	87 m	5.5- 6.5	志摩市の一部	住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
82	志摩市	志摩市 (水産庁)	国府漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 	護岸	○	36 m	4.3- 6.6	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
83	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 国府地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・松林の保全 ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整 	堤防	○	3,516 m	1.5- 6.2	志摩市の一部	住宅地・農地・保 安林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	416 m	1.5- 6.2			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	930 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	7 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
84	志摩市	志摩市 (水産庁)	甲賀漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・津波に対する安全性を向上する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性の強化を図る。 	護岸	○	220 m	5.4- 6.5	志摩市の一部	原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域		ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名	地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
85	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸	志島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整 	堤防	○	178 m	7.5- 7.5	志摩市の一部	住宅地・原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							護岸	○	1,026 m	7.5- 7.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							離岸堤	○	180 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							突堤	○	408 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							陸開	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							樋管	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
86	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	大王海岸	畔名地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・利用向上の促進を図るため、背後地公園事業との調整 	堤防	○	376 m	6.5- 6.5	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							護岸	○	281 m	6.5- 6.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							離岸堤	○	223 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							突堤	○	m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
87	志摩市	志摩市 (水産庁)	名田漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 	護岸	○	116 m	3.8- 6.5	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。	
						消波堤	○	100 m	1.9- 7.8			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。	
						陸開	○	1 基	—			施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、消防団や自治会と協同して定期点検を行う。	
88	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	大王海岸	名田地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・キャンプ等の利用との調整 	堤防	○	243 m	7.7- 7.7	志摩市の一部	農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
89	志摩市	三重県 (水産庁)	波切漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	314 m	1.2- 8.8	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						護岸	◎	150 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
90	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	大王海岸 船越地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	881 m	7.5- 8.7	志摩市の一部	住宅地・原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	884 m	7.5- 8.7			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	235 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	175 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	6 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
樋管	○	13 基	—	年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。								
91	志摩市	三重県 (水産庁)	深谷漁港海岸 深谷地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・砂浜の保全を行う。	—	—	—	志摩市の一部	原野	—	
92	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 片田地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮	堤防	○	1,407 m	7.5- 7.5	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,190 m	7.5- 7.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	449 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	325 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
93	志摩市	志摩市 (水産庁)	片田漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	310 m	6.2- 8.4	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域		ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名	地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
94	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸	布施田地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・松林の保全 	堤防	○	1,307 m	6.8- 7.3	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							護岸	○	1,099 m	6.8- 7.3			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							離岸堤	○	715 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							突堤	○	182 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							樋管	○	8 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
95	志摩市	三重県 (水産庁)	和具漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 	防潮堤	○	28 m	6.5- 6.5	志摩市の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
						水門	○	2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
						護岸	○	467 m	3.9- 9.0			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
						堤防	○	86 m	8.2- 8.2			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
						胸壁	○	241 m	5.0- 6.5			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
96	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 和具地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整 	護岸	○	302 m	7.5- 7.5	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
97	志摩市	志摩市 (水産庁)	越賀漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 	護岸	○	164 m	4.8- 5.1	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。	
						離岸堤	○	246 m	2.8- 2.8			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。	

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域		ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名	地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
98	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 越賀地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴、釣り等の海岸利用との調整 	堤防	○	337 m	4.8- 7.9	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						護岸	○	1,165 m	4.8- 7.9			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						離岸堤	○	195 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						人工リーフ	○	140 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						突堤	○	525 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						樋管	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
99	志摩市	三重県 (農村振興局)	志摩海岸 越賀地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	1,238 m	0.6- 9.1	志摩市の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。	
100	志摩市	三重県 (農村振興局)	志摩海岸 御座地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	630 m	3.0- 7.2	志摩市の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。	
101	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 小島小島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する 	護岸	○	17 m	7.6- 7.6	志摩市の一部	原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
102	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 大島大島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する 	堤防	○	207 m	7.6- 7.6	志摩市の一部	原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						護岸	○	115 m	7.6- 7.6			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						突堤	○	24 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
103	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 御産地区 御産西地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴等の利用との調整 	堤防	○	551 m	6.5- 6.6	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	193 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	260 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
104	志摩市	志摩市 (水産庁)	御産漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・無堤区間の整備方法の検討。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 	護岸	○	91 m	1.8- 1.8	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	○	80 m	1.9- 1.9			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
105	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 御産地区 御産東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・釣り等の海岸利用との調整 	堤防	○	164 m	6.0- 6.4	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	38 m	6.0- 6.4			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
106	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 越賀浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 	堤防	○	5 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,322 m	3.0- 3.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	12 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
107	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 和具浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・定期船乗場との海岸利用との調整 	護岸	○	1,620 m	3.5-3.5	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	5 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	18 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	7 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
108	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 布施田浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する 	堤防	○	30 m	3.5-3.5	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,187 m	3.5-3.5			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	7 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	15 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
樋管	○	13 基	—	年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。								
109	志摩市	三重県 (農村振興局)	志摩海岸 片田地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	1,143 m	1.0-3.1	志摩市の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
110	志摩市	三重県 (水産庁)	深谷漁港海岸 片田地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全性を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 	護岸	○	272 m	1.1-3.6	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						水門	○	2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	○	360 m	3.6-3.6			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
111	志摩市	三重県 (農村振興局)	大王海岸 半女地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	2,497 m	0.9-3.6	志摩市の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
112	志摩市	三重県 (水産庁)	深谷漁港海岸 船越地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	306 m	2.2- 3.6	志摩市の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						堤防		90 m	1.8- 3.6			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁		257 m	3.6- 3.6			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						水門		3 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
113	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 間崎島地区 間崎島南地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	307 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
114	志摩市	志摩市 (水産庁)	間崎漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	497 m	2.3- 3.5	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						砂留堤	○	181 m	-2.7			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	4 基	—			施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、消防団や自治会と協同して定期点検を行う。
115	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 間崎島地区 間崎島北地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	562 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	16 基				年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	6 基				年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
116	志摩市	三重県 (農村振興局)	志摩海岸 間崎地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	905 m	1.0- 3.2	志摩市の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
117	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 立神地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	2,544 m	1.0- 3.0	志摩市の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
118	志摩市	三重県 (農村振興局)	大王海岸 次郎六郎地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	597 m	1.4- 2.4	志摩市の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
119	志摩市	三重県 (農村振興局)	大王海岸 蛇谷地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	403 m	1.5	志摩市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
120	志摩市	三重県 (農村振興局)	大王海岸 登茂山地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	825 m	1.3- 2.8	志摩市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
121	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	大王海岸 波切浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	堤防	○	493 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	273 m	3.5- 3.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
122	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 立神地区 立神南地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	堤防	○	700 m	3.0- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	2,465 m	3.0- 3.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
123	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 立神地区 立神北地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	堤防	○	138 m	3.0- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	591 m	3.0- 3.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
						樋管	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
124	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 神明地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,088 m	0.9- 3.0	志摩市の一部	農地・住宅地・原 野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
125	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 神明浦地区 神明東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	堤防	○	545 m	2.3- 3.0	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,571 m	2.3- 3.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
126	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 賢島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	330 m	1.9- 2.9	志摩市の一部	住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
127	志摩市	三重県 (港湾局)	賢島港海岸 賢島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・定期船・遊覧船乗地の海岸利用との調整	護岸	○	389 m	1.1- 3.8	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	78 m	1.1- 3.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	16 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	11 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
128	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 神明浦地区 神明中地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	445 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
129	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 神明浦地区 神明西地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	340 m	2.8- 2.8	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
130	志摩市	志摩市 (水産庁)	神明漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	269 m	2.2- 3.2	志摩市の一部	農地 住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						水門	○	2 基	—			施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、消防団や自治会と協同して定期点検を行う。
131	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 鵜方地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	589 m	0.7- 1.0	志摩市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
132	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 鵜方浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	堤防	○	83 m	2.4- 3.9	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	2,355 m	2.4- 3.9			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	8 基	—		年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
133	志摩市	三重県 (農村振興局)	浜島海岸 大崎地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,373 m	0.9- 2.8	志摩市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
134	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 迫子地区 迫子東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	773 m	1.8- 3.5	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
135	志摩市	三重県 (農村振興局)	浜島海岸 迫子地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	3,129 m	0.8- 2.3	志摩市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
136	志摩市	三重県 (港湾局)	浜島港海岸 迫子地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	—	-	—	—	志摩市の一部	原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
137	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 迫子地区 迫子中地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	770 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	8 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	6 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
138	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 迫子地区 迫子西地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	522 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
139	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 塩屋地区 塩屋北地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	堤防	○	339 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,062 m	3.5- 3.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	9 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—		年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
140	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 塩屋地区 塩屋中地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	322 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
141	志摩市	三重県 (農村振興局)	浜島海岸 菅田地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,359 m	1.0- 3.3	志摩市の一部	住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
142	志摩市	三重県 (港湾局)	浜島港海岸 塩屋地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	238 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
143	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 塩屋地区 塩屋南地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	62 m	3.4- 3.5	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	393 m	3.4- 3.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
144	志摩市	三重県 (港湾局)	浜島港海岸 浜島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・花火大会、釣り等の海岸利用との調整 	護岸	○	4,275 m	0.9- 8.2	志摩市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	1,486 m	0.9- 8.2			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	826 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	602 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	61 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	5 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	28 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
145	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 浜島地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・サーフィン等の海岸利用との調整 	堤防	○	96 m	9.0- 9.0	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	685 m	9.0- 9.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	240 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	6 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
146	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 南張地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴・サーフィンの海岸利用との調整 	堤防	○	559 m	4.5- 9.0	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,294 m	4.5- 9.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	130 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	88 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
147	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 田曾浦地区 田曾浦東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	203 m	6.0- 6.0	南伊勢町の一部	樹林・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	243 m	6.0- 6.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
148	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 田曾浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	198 m	6.9- 7.3	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
149	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 田曾浦地区 田曾浦西地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	160 m	6.0- 7.2	南伊勢町の一部	住宅地・農地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	127 m	6.0- 7.2			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
150	南伊勢町	三重県 (水産庁)	宿田曾漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	800 m	6.3- 8.8	南伊勢町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						護岸	○	788 m	6.3- 8.4			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	○	39 m	6.5- 6.5			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						水門	○	1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
151	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 宿浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	53 m	2.2- 4.0	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,206 m	2.2- 4.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
152	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 宿浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,808 m	1.9- 6.2	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
153	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 木谷地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	2,858 m	0.5- 3.7	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
154	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 木谷地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	420 m	3.0- 3.3	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	42 m	3.0- 3.3			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	15 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
155	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 下津浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,120 m	0.8- 3.0	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門	○	4 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
156	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 下津浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	1,277 m	1.3- 3.0	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	15 m	1.3- 3.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	16 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
157	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 神津佐地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	716 m	0.8- 3.6	南伊勢町の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	9 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
158	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 神津佐地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	681 m	1.2- 2.5	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
159	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 泉地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,479 m	1.2- 2.9	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
160	南伊勢町	三重県 (農林振興局)	南勢海岸 飯満地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,306 m	1.0- 3.9	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
161	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 飯満地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会、潮干狩り等の海岸利用との調整	堤防	○	173 m	1.0- 5.8	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	762 m	1.0- 5.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	19 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
162	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 五ヶ所浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・各種イベント等の海岸利用との調整	護岸	○	3,783 m	1.1- 3.8	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	24 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	6 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
163	南伊勢町	三重県 (農林振興局)	南勢海岸 五ヶ所浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	648 m	1.8- 3.0	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
164	南伊勢町	三重県 (農林振興局)	南勢海岸 中津浜浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,452 m	2.7- 6.1	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
165	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 中津浜地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	護岸	○	594 m	7.8- 7.8	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	136 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	5 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
166	南伊勢町	三重県 (農林振興局)	南勢海岸 船越地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	3,163 m	0.8- 3.4	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
167	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 船越地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	573 m	7.5- 8.7	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	176 m	7.5- 8.7			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	18 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
168	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 内瀬地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・潮干狩等の海岸利用との調整	護岸	○	1,173 m	1.8- 4.0	南伊勢町の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
169	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 内瀬地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,818 m	1.0- 3.0	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
170	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 迫間浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	3,505 m	1.0- 3.1	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
171	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	迫間浦漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・干潟・既存の動植物・海苔及び魚の養殖等に配慮する。	護岸	○	2,816 m	1.4- 4.6	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸開		35 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
						水門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
172	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 迫間浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着き場の海岸利用との調整	護岸	○	993 m	2.0- 4.0	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
173	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 相賀浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	2,657 m	1.2- 3.0	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
174	南伊勢町	三重県 (農林振興局)	南勢海岸 磯浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	426 m	2.1- 3.0	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
175	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	磯浦漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物・魚の養殖等に配慮する。	護岸	○	1,583 m	1.3- 3.2	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	○	182 m	3.2- 3.2			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸間		28 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
176	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 磯浦地区	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	421 m	2.5- 2.5	南伊勢町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	160 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	150 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
177	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 相賀浦地区 相賀浦東地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	856 m	6.4- 6.5	南伊勢町の一部	住宅地・農地・原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	112 m	6.4- 6.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	400 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
178	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	相賀浦漁港海岸	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物・魚の養殖等に配慮する。	護岸	○	964 m	1.0- 3.8	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤		50 m	1.8			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
						陸間		20 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
179	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 相賀浦地区 相賀浦南地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・利用向上の促進を図るため、背後地整備事業との調整	護岸	○	196 m	3.3- 3.3	南伊勢町の一部	住宅地・農地・原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
180	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 相賀浦地区 相賀浦西地先	①複雑に入組んだ リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	411 m	3.3- 3.3	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	8 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
181	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 道行電地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	733 m	1.0- 3.0	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
182	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 阿曾浦地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	843 m	1.5- 7.5	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
183	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 大方電地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	445 m	2.3- 3.0	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
184	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 大方浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	堤防	○	160 m	4.0- 4.0	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
185	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 阿曾浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	199 m	3.5- 3.5	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
186	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	阿曾浦漁港海岸	②リアス海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	919 m	1.6- 6.1	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	○	101 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						突堤	○	43 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
187	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 道行地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	512 m	3.5- 3.5	南伊勢町の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
188	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 大江地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	372 m	1.6- 2.0	南伊勢町の一部	住宅地・農地・樹 林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
189	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 大江地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	236 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
190	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 道方地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	405 m	1.7- 1.7	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
191	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 道方地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	248 m	4.0- 4.0	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	340 m	4.0- 4.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
192	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	阿曾浦漁港海岸 土穴地区	②リアス海岸	—	—	—	—	南伊勢町の一部	—	—	
193	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 樋柄地区 樋柄東地先	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	232 m	6.5- 6.6	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	181 m	6.5- 6.6			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	167 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
194	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 樋柄浦地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	26 m	2.5- 2.5	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔□〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
195	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	榎柄漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・砂浜の保全を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・砂浜・干潟・既存の動植物等に配慮する。	堤防	○	279 m	6.3- 6.3	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
						陸開		2 基	—			
196	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 榎柄地区 榎柄西地先	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	堤防	○	30 m	9.2- 9.2	南伊勢町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。 年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	44 m	9.2- 9.2			
197	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 蟹浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	堤防	○	419 m	7.5- 7.5	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。 年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。 年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。 年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。 年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	905 m	7.5- 7.5			
						離岸堤	○	330 m	—			
						陸開	○	2 基	—			
						樋門	○	1 基	—			
198	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 蟹浦地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,138 m	3.0- 5.1	南伊勢町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
199	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	蟹浦漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・干潟・既存の動植物等に配慮する。	堤防	○	252 m	1.3- 1.8	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
						陸開		1 基	—			
200	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 奈屋浦地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,176 m	2.0- 5.5	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
201	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 道行カサラギ地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	196 m	3.5- 3.5	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。 年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		50 m	—			

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔□〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
202	南伊勢 町	三重県 (水産庁)	奈屋浦漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物等に配慮する。	堤防	○	1,064 m	1.8- 5.1	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						護岸		414 m	2.2- 3.9			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門		2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸開		2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
203	南伊勢 町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 東宮地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	593 m	2.7- 3.0	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
204	南伊勢 町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 河内地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	935 m	2.0- 4.4	南伊勢町の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
205	南伊勢 町	三重県 (港湾局)	吉津港海岸 河内地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・潮干狩等の海岸利用との調整	護岸	○	560 m	0.9- 5.2	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
206	南伊勢 町	三重県 (港湾局)	吉津港海岸 村山地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会等の海岸利用との調整	—	—	—	—	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
207	南伊勢 町	三重県 (港湾局)	吉津港海岸 神前浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・花火大会、潮干狩り等の海岸利用との調整	胸壁	○	571 m	1.3- 5.3	南伊勢町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
208	南伊勢 町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 神前浦地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	381 m	4.0- 4.0	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
209	南伊勢 町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 方座浦地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	224 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
210	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	方座浦漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・砂浜の保全を行う。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物・海藻及び魚の養殖等に配慮する。	堤防	○	1,499 m	2.1- 3.3	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		6 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
211	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 小方地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整	護岸	○	205 m	4.0- 4.0	南伊勢町の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
212	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 古和浦地区	②リアス海岸	—	-		— m	—	南伊勢町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
213	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 榑木地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	162 m	4.2- 4.2	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
214	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	古和浦漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物・魚の養殖等に配慮する。	堤防	○	448 m	3.3-4.5	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		8 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
215	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 古和浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	護岸	○	391 m	3.5- 4.6	南伊勢町の一部	住宅地・樹林・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	12 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
216	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 榑橋地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	434 m	3.3- 4.0	南伊勢町の一部	住宅地・樹林・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	811 m	3.3- 4.0			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	18 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	7 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
217	大紀町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀勢海岸 錦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する	堤防	○	170 m	4.0- 4.0	大紀町の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
218	大紀町	三重県 (水産庁)	錦漁港海岸 向井地区	②リアス海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	1,037 m	3.6- 6.4	大紀町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						水門		7 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						胸壁		487 m	3.0- 3.6			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
219	大紀町	三重県 (水産庁)	錦漁港海岸 大明神地区	②リアス海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・前面海域における海面養殖に配慮する。	護岸		435 m	3.6- 6.4	大紀町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						水門		2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
220	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 野々瀬地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	66 m	6.5- 6.5	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
221	紀北町	三重県 (港湾局)	長島海岸 呼崎名倉地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	1,645 m	1.1- 9.1	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,169 m	1.1- 9.1			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	300 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	278 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	8 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
222	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 丸山地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	10 m	6.9- 6.9	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
223	紀北町	三重県 (港湾局)	長島海岸 西長島地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	743 m	6.3- 8.1	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
224	紀北町	三重県 (港湾局)	長島海岸 江の浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,042 m	1.3- 4.3	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	40 m	1.3- 4.3			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	17 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
225	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 加田横城地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	375 m	1.5- 2.2	紀北町の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
226	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 横城大向地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	400 m	1.5- 1.5	紀北町の一部	農地・住宅地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
227	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 大向地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	185 m	2.1- 2.1	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
228	紀北町	三重県 (港湾局)	長島海岸 中ノ島地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,498 m	1.6- 6.6	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	115 m	1.6- 6.6			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	26 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
229	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 諏訪地区	②リアス海岸	—	-	— m	—	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。	
230	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 黒浜地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	103 m	5.6- 5.6	紀北町の一部	農地・原野・海水浴施設	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
231	紀北町	紀北町 (水産庁)	海野漁港海岸	②リアス海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	567 m	10.7- 10.7	紀北町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤		88 m	2.1			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
232	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 名古屋地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	111 m	6.8- 6.8	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
233	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 比叡地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	159 m	7.5- 7.5	紀北町の一部	農地・ 海水浴施設	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門		1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
234	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀伊長島海岸 海野地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	632 m	7.5- 7.5	紀北町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/バトロール及び異常時/バトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	363 m	7.5- 7.5			年2回の平常時/バトロール及び異常時/バトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	270 m	—			年2回の平常時/バトロール及び異常時/バトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	35 m	—			年2回の平常時/バトロール及び異常時/バトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時/バトロール、異常時/バトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/バトロール、異常時/バトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
235	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀伊長島海岸 道瀬地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	773 m	6.6- 6.6	紀北町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/バトロール及び異常時/バトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	330 m	6.6- 6.6			年2回の平常時/バトロール及び異常時/バトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	352 m	—			年2回の平常時/バトロール及び異常時/バトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	228 m	—			年2回の平常時/バトロール及び異常時/バトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	703 m	—			年2回の平常時/バトロール及び異常時/バトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/バトロール、異常時/バトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
236	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 新田元谷地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	42 m	5.7- 5.7	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
237	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 豊浦(田尻)地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	78 m	7.1- 7.1	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
238	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 豊浦地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	226 m	7.7- 7.7	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
239	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 ひじもと地区	②リアス海岸	—	—	—	— m	—	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
240	紀北町	紀北町 (水産庁)	三浦漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・砂浜の保全を行う	堤防	○	493 m	4.3- 6.1	紀北町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	◎	210 m	2.7			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
241	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 平高地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	63 m	7.4- 7.4	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
242	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸 白浦地区 白浦東地先	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	585 m	5.0- 8.2	紀北町の一部	農地・樹林・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	247 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	51 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
243	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 大須崎地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	43 m	6.5- 6.5	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
244	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 須崎地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	86 m	6.2- 6.2	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
245	紀北町	紀北町 (水産庁)	白浦漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	648 m	4.8- 4.8	紀北町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
246	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸 白浦地区 白浦西地先	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	21 m	2.7- 2.7	紀北町の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	58 m	2.7- 2.7			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	65 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
247	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸 島勝浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・キャンプ等の利用との調整 ・背後地公園事業との調整	堤防	○	122 m	7.2- 7.2	紀北町の一部	住宅地・原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	616 m	7.2- 7.2			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
248	紀北町	紀北町 (水産庁)	島勝漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・施設の老朽化が進んでいることから修繕が必要である ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	572 m	4.3- 4.3	紀北町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
249	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 天満地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	55 m	6.8- 6.8	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
250	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 和具(島勝)地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	229 m	7.1- 7.1	紀北町の一部	農地・住宅地 ・海水浴施設	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸間		2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
251	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 須賀利地区	②リアス海岸	—	-	—	—	尾鷲市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。 (天然護岸)	
252	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	須賀利漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観へ配慮する	胸壁	○	816 m	5.0- 5.0	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震時の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸間	○	15 基	5.0			施設及び施設を操作する為に必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
253	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 原崎地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	183 m	4.0- 4.0	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
254	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 古里地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	126 m	4.8- 4.8	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 [◎] 改良 [○]	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
255	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 竹田地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	179 m	4.6- 4.6	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
256	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 寺倉地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	267 m	4.8- 4.8	紀北町の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
257	紀北町	紀北町 (水産庁)	矢口漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	889 m	6.8-6.8	紀北町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
258	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸 引本浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,177 m	3.7- 3.7	紀北町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	6 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
259	紀北町	三重県 (港湾局)	引本港海岸 引本地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	1,092 m	2.1- 4.9	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	1,240 m	2.1- 4.9			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	44 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
260	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 小山浦地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	73 m	3.6- 3.6	紀北町の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門	○	2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
261	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸 小山浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・釣りの利用との調整	堤防	○	480 m	9.4- 9.4	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	320 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	339 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
262	尾鷲市	三重県 (港湾局)	尾鷲港海岸 古里水池地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	371 m	2.4- 7.9	尾鷲市の一部	住宅地・農地・原 野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
263	尾鷲市	三重県 (港湾局)	尾鷲港海岸 港内地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会等の海岸利用との調整	護岸	○	483 m	1.4- 4.6	尾鷲市の一部	市街地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	773 m	1.4- 4.6			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	27 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
264	尾鷲市	三重県 (港湾局)	尾鷲港海岸 国市地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	50 m	4.2- 6.1	尾鷲市の一部	市街地・企業地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,617 m	4.2- 6.1			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	528 m	4.2- 6.1			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
265	尾鷲市	三重県 (港湾局)	尾鷲港海岸 向井地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴、潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	358 m	3.1- 5.2	尾鷲市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	961 m	3.1- 5.2			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
266	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 大曾根地区 大曾根西地先	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	323 m	4.8- 4.8	尾鷲市の一部	農地・原野	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
267	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	大曾根浦漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化の進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観へ配慮する	堤防	○	174 m	4.5- 5.5	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震時の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	6 基	4.5			施設及び施設を操作する為に必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
268	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 大曾根地区 大曾根東地先	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	79 m	4.8- 5.4	尾鷲市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	137 m	4.8- 5.4			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
269	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 行野浦地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	555 m	2.1- 2.1	尾鷲市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
270	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	行野浦漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観へ配慮する	堤防	○	96 m	5.3- 5.3	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震時の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	1 基	5.3			施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
271	尾鷲市	三重県 (農村振興局)	尾鷲海岸 九鬼地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	169 m	6.5- 6.5	尾鷲市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
272	尾鷲市	三重県 (農村振興局)	尾鷲海岸 川向小口地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	33 m	6.5- 6.5	尾鷲市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
273	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	九木漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・津波に対する安全性を向上する	—	—	—	—	尾鷲市の一部	—	—
274	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	早田漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・津波に対する安全性を向上する	—	—	—	—	尾鷲市の一部	—	—
275	尾鷲市	三重県 (農村振興局)	尾鷲海岸 大木名地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	81 m	6.0- 6.0	尾鷲市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
276	尾鷲市	三重県 (農村振興局)	尾鷲海岸 戸丸エビレ地区	②リアス海岸	—	-	—	— m	—	尾鷲市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
277	尾鷲市	三重県 (水産庁)	三木浦漁港海岸	②リアス海岸	・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う	胸壁	○	947 m	3.8- 3.8	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	26 基	—			施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
						水門	○	3 基	—			施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
278	尾鷲市	三重県 (港湾局)	三木里港海岸 小脇地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	86 m	2.8- 2.8	尾鷲市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
279	尾鷲市	三重県 (港湾局)	三木里港海岸 名柄地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴、潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	321 m	1.6- 9.6	尾鷲市の一部	農地・樹林・住宅 地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,334 m	1.6- 9.6			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	376 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
280	尾鷲市	三重県 (港湾局)	三木里港海岸 三木里地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・海水浴、キャンプ等の海岸利用との調整	堤防	○	356 m	3.3- 5.6	尾鷲市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
281	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 古江地区	②リアス海岸	—	-	—	—	尾鷲市の一部	農地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。 (天然護岸)	
282	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	古江漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化の進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観へ配慮する	胸壁	○	743 m	5.0- 5.0	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震時の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	10 基	5.0			施設及び施設を操作する為に必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
283	尾鷲市	三重県 (港湾局)	賀田港海岸 賀田地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,928 m	0.8- 3.8	尾鷲市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	8 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
284	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	曾根漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化の進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観へ配慮する	堤防	○	339 m	3.9- 5.0	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震時の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	1 基	—			施設及び施設を操作する為に必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
285	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 曾根地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	160 m	1.3- 3.8	尾鷲市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
286	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	梶賀漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・津波に対する安全性を向上する	—	—	—	—	尾鷲市の一部	—	—

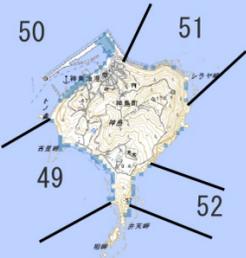
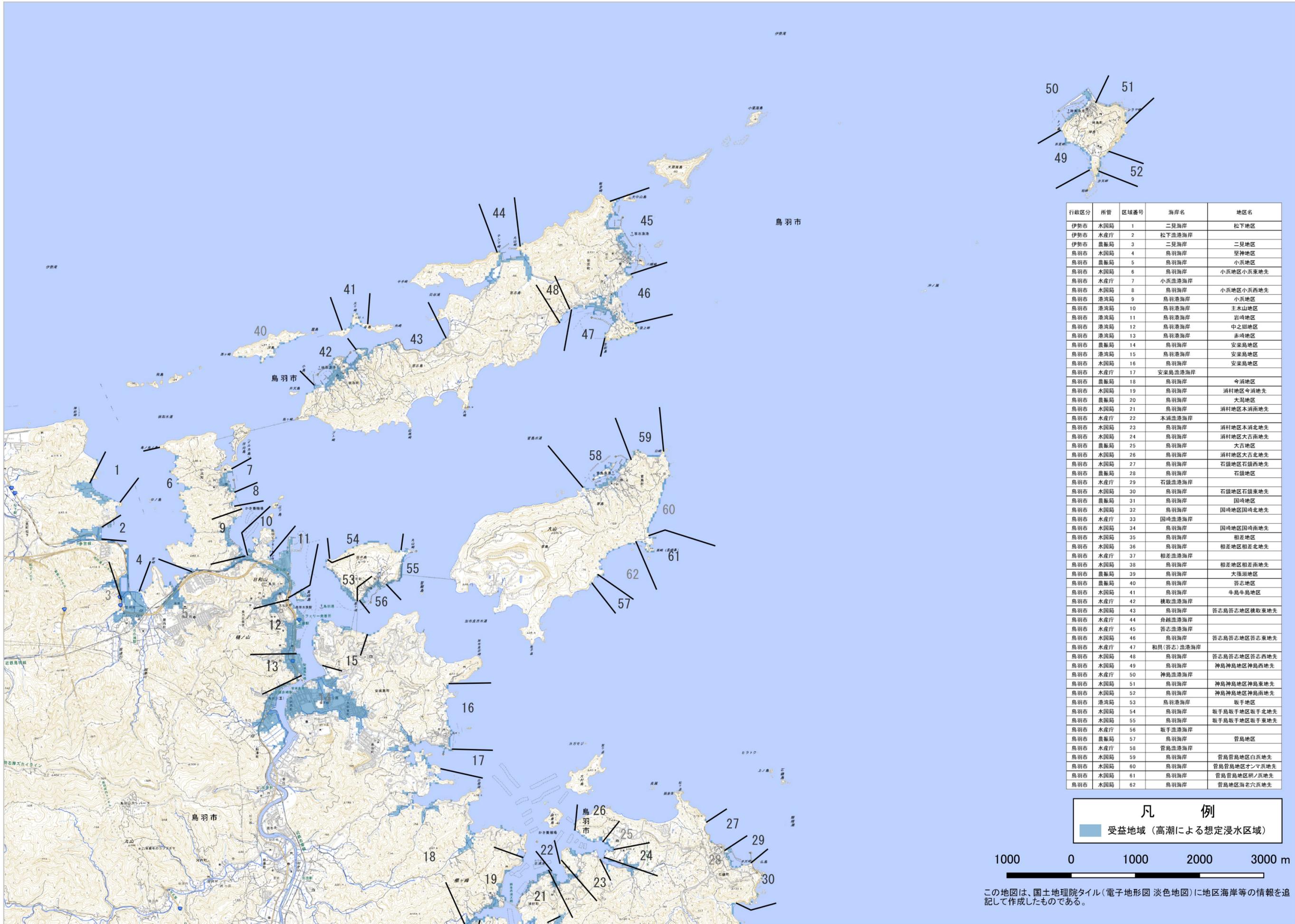
区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔〇〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
287	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 須野地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	95 m	13.0- 13.0	熊野市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
288	熊野市	三重県 (水管理・国土保全局)	熊野海岸 須野地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ダイビング等の海岸利用との調整	堤防	○	131 m	8.5- 8.5	熊野市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
289	熊野市	熊野市 (水産庁)	南母漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	377 m	6.8- 6.8	熊野市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	5 基	—			施設を良好な状態に保つよう、年1回程度の定期点検を行う。
290	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 二木島地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	69 m	9.3- 9.3	熊野市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
291	熊野市	三重県 (港湾局)	二木島港海岸 二木島地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	320 m	1.3- 7.2	熊野市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	1,778 m	1.3- 7.2			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	18 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	990 m	1.3- 7.2			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	30 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
292	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 遊木地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	212 m	8.3- 8.3	熊野市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
293	熊野市	熊野市 (水産庁)	遊木漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	423 m	2.0- 3.0	熊野市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
294	熊野市	熊野市 (水産庁)	新鹿漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	1,059 m	3.3- 7.8	熊野市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	9 基	—			施設を良好な状態に保つよう、年1回程度の定期点検を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
295	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 波田須地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	236 m	9.1- 9.1	熊野市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
296	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 矢賀地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	187 m	9.0- 9.0	熊野市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
297	熊野市	三重県 (水管理・国土保全局)	熊野海岸 波田須地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	370 m	8.0- 8.0	熊野市の一部	農地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
298	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 磯崎-1地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	51 m	9.4- 9.4	熊野市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
299	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 井内浦地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	670 m	8.9- 8.9	熊野市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
300	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 磯崎-6地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	67 m	8.0- 8.0	熊野市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
301	熊野市	三重県 (水管理・国土保全局)	熊野海岸 磯崎地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	72 m	8.5- 8.5	熊野市の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
302	熊野市	熊野市 (水産庁)	磯崎漁港海岸	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	113 m	5.1- 6.0	熊野市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
303	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 磯崎-7地区	②リアス海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	30 m	4.0- 4.0	熊野市の一部	農地・原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
304	熊野市	三重県 (港湾局)	木本港海岸 大泊地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	468 m	2.4- 12.5	熊野市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	15 m	2.4- 12.5			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	4 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域		ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名	地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
305	熊野市	三重県 (港湾局)	木本港海岸	木本地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会等の海岸利用との調整 	堤防	○	1,571 m	4.2- 15.1	熊野市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							人工リーフ	○	580 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							陸開	○	10 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
306	熊野市	三重県 (港湾局)	木本港海岸	松原地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会等の海岸利用との調整 	護岸	○	942 m	15.3- 15.3	熊野市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
307	熊野市	三重県 (水管理・国土保全局)	熊野海岸	有馬地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・花火大会や漁業活動等の海岸利用との調整 	堤防	○	3,591 m	13.0- 13.2	熊野市の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							護岸	○	780 m	13.0- 13.2			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							人工リーフ	◎	—	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							砂浜	○	—	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							陸開	○	13 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
308	御浜町	三重県 (水管理・国土保全局)	御浜海岸	下市木地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	堤防	○	2,049 m	11.0- 12.3	御浜町の一部	樹林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							人工リーフ	◎	—	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							砂浜	○	—	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							陸開	○	7 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔◎〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
309	御浜町	三重県 (水管理・国土保全局)	御浜海岸 阿田和地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	堤防	○	1,262 m	11.0- 11.8	御浜町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	327 m	11.0- 11.8			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	800 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	○	—	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	7 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
310	御浜町	三重県 (水管理・国土保全局)	御浜海岸 山地地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	人工リーフ	◎	—	—	御浜町の一部	住宅地	—
						砂浜	○	—	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
311	紀宝町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀宝海岸 井田地区 井田北地先	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	堤防	○	1,146 m	8.1- 10.4	紀宝町の一部	住宅地・国有林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎	1,550 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	○	—	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
312	紀宝町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀宝海岸 井田地区 井田南地先	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	堤防	○	1,496 m	8.1- 7.8	紀宝町の一部	住宅地・農地・国有林	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	26 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	1,296 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	○	—	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 〔○〕 改良 〔○〕	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
313	紀宝町	三重県 (港湾局)	鵜殿港海岸 平島地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整 	堤防	○	385 m	4.9- 7.6	紀宝町の一部	住宅地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	771 m	4.9- 7.6			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	○	300 m	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	○	—	—			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	9 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
314	紀宝町	三重県 (港湾局)	鵜殿港海岸 鵜殿地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整 	堤防	○	550 m	5.1- 7.6	紀宝町の一部	住宅地・企業地	年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	385 m	5.1- 7.6			年2回の平常時/パトロール及び異常時/パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時/パトロール、異常時/パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

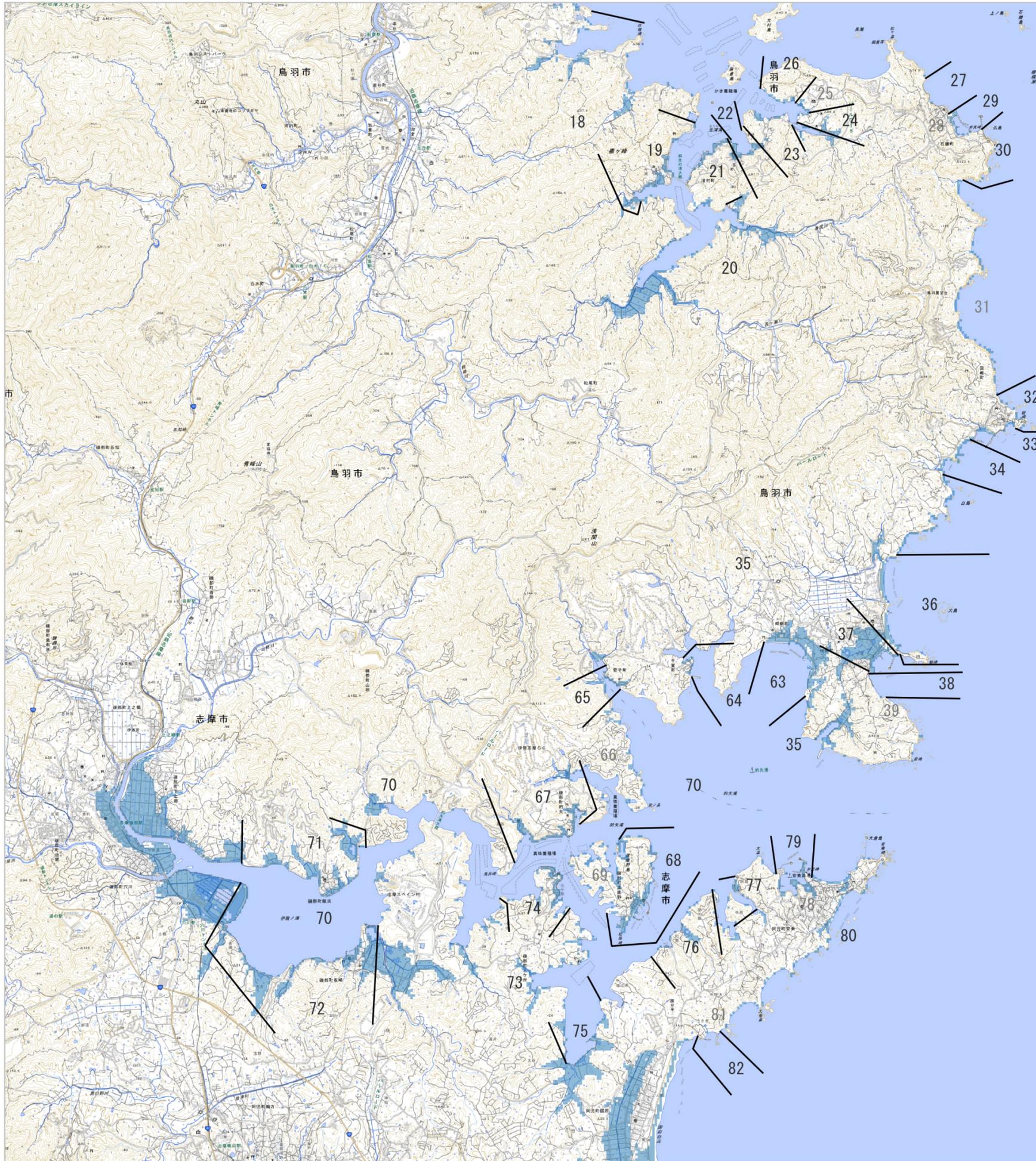


行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
伊勢市	水国局	1	二見海岸	松下地区
伊勢市	水産庁	2	松下漁港海岸	
伊勢市	農振局	3	二見海岸	二見地区
鳥羽市	水国局	4	鳥羽海岸	堅神地区
鳥羽市	農振局	5	鳥羽海岸	小浜地区
鳥羽市	水国局	6	鳥羽海岸	小浜地区小浜東地先
鳥羽市	水産庁	7	小浜漁港海岸	
鳥羽市	水国局	8	鳥羽海岸	小浜地区小浜西地先
鳥羽市	港湾局	9	鳥羽港海岸	小浜地区
鳥羽市	港湾局	10	鳥羽港海岸	主水山地区
鳥羽市	港湾局	11	鳥羽港海岸	岩崎地区
鳥羽市	港湾局	12	鳥羽港海岸	中之郷地区
鳥羽市	港湾局	13	鳥羽港海岸	赤崎地区
鳥羽市	農振局	14	鳥羽海岸	安家島地区
鳥羽市	港湾局	15	鳥羽港海岸	安家島地区
鳥羽市	水国局	16	鳥羽海岸	安家島地区
鳥羽市	水産庁	17	安家島漁港海岸	
鳥羽市	農振局	18	鳥羽海岸	今涌地区
鳥羽市	水国局	19	鳥羽海岸	涌村地区今涌地先
鳥羽市	農振局	20	鳥羽海岸	大湯地区
鳥羽市	水国局	21	鳥羽海岸	涌村地区本涌地先
鳥羽市	水産庁	22	本涌漁港海岸	
鳥羽市	水国局	23	鳥羽海岸	涌村地区本涌北地先
鳥羽市	水国局	24	鳥羽海岸	涌村地区大吉南地先
鳥羽市	農振局	25	鳥羽海岸	大吉地区
鳥羽市	水国局	26	鳥羽海岸	涌村地区大吉北地先
鳥羽市	水国局	27	鳥羽海岸	石鏡地区石鏡西地先
鳥羽市	農振局	28	鳥羽海岸	石鏡地区
鳥羽市	水産庁	29	石鏡漁港海岸	
鳥羽市	水国局	30	鳥羽海岸	石鏡地区石鏡東地先
鳥羽市	農振局	31	鳥羽海岸	国崎地区
鳥羽市	水国局	32	鳥羽海岸	国崎地区国崎北地先
鳥羽市	水産庁	33	国崎漁港海岸	
鳥羽市	水国局	34	鳥羽海岸	国崎地区国崎南地先
鳥羽市	水国局	35	鳥羽海岸	相差地区
鳥羽市	水国局	36	鳥羽海岸	相差地区相差北地先
鳥羽市	水産庁	37	相差漁港海岸	
鳥羽市	水国局	38	鳥羽海岸	相差地区相差南地先
鳥羽市	農振局	39	鳥羽海岸	大塚地区
鳥羽市	農振局	40	鳥羽海岸	答志地区
鳥羽市	水国局	41	鳥羽海岸	牛島牛島地区
鳥羽市	水産庁	42	横取漁港海岸	
鳥羽市	水国局	43	鳥羽海岸	答志島答志地区横取東地先
鳥羽市	水産庁	44	舟越漁港海岸	
鳥羽市	水産庁	45	答志漁港海岸	
鳥羽市	水国局	46	鳥羽海岸	答志島答志地区答志東地先
鳥羽市	水産庁	47	和具(答志)漁港海岸	
鳥羽市	水国局	48	鳥羽海岸	答志島答志地区答志西地先
鳥羽市	水国局	49	鳥羽海岸	神島神島地区神島西地先
鳥羽市	水産庁	50	神島漁港海岸	
鳥羽市	水国局	51	鳥羽海岸	神島神島地区神島東地先
鳥羽市	水国局	52	鳥羽海岸	神島神島地区神島南地先
鳥羽市	港湾局	53	鳥羽港海岸	坂手地区
鳥羽市	水国局	54	鳥羽海岸	坂手島坂手地区坂手北地先
鳥羽市	水国局	55	鳥羽海岸	坂手島坂手地区坂手東地先
鳥羽市	水産庁	56	坂手漁港海岸	
鳥羽市	農振局	57	鳥羽海岸	菅島地区
鳥羽市	水産庁	58	菅島漁港海岸	
鳥羽市	水国局	59	鳥羽海岸	菅島菅島地区白浜地先
鳥羽市	水国局	60	鳥羽海岸	菅島菅島地区オナム浜地先
鳥羽市	水国局	61	鳥羽海岸	菅島菅島地区新ノ浜地先
鳥羽市	水国局	62	鳥羽海岸	菅島地区海老穴浜地先

凡 例
 受益地域 (高潮による想定浸水区域)



この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
鳥羽市	農振局	18	鳥羽海岸	今酒地区
鳥羽市	水国局	19	鳥羽海岸	浦村地区今酒地先
鳥羽市	農振局	20	鳥羽海岸	大湯地区
鳥羽市	水国局	21	鳥羽海岸	浦村地区本浦地先
鳥羽市	水産庁	22	本浦漁港海岸	
鳥羽市	水国局	23	鳥羽海岸	浦村地区本浦北地先
鳥羽市	水国局	24	鳥羽海岸	浦村地区大吉南地先
鳥羽市	農振局	25	鳥羽海岸	大吉地区
鳥羽市	水国局	26	鳥羽海岸	浦村地区大吉北地先
鳥羽市	水国局	27	鳥羽海岸	石鏡地区石鏡西地先
鳥羽市	農振局	28	鳥羽海岸	石鏡地区
鳥羽市	水産庁	29	石鏡漁港海岸	
鳥羽市	水国局	30	鳥羽海岸	石鏡地区石鏡東地先
鳥羽市	農振局	31	鳥羽海岸	国崎地区
鳥羽市	水国局	32	鳥羽海岸	国崎地区国崎北地先
鳥羽市	水産庁	33	国崎漁港海岸	
鳥羽市	水国局	34	鳥羽海岸	国崎地区国崎南地先
鳥羽市	水国局	35	鳥羽海岸	相差地区
鳥羽市	水国局	36	鳥羽海岸	相差地区相差北地先
鳥羽市	水産庁	37	相差漁港海岸	
鳥羽市	水国局	38	鳥羽海岸	相差地区相差南地先
鳥羽市	農振局	39	鳥羽海岸	大塚地区
鳥羽市	農振局	40	鳥羽海岸	答志地区
鳥羽市	水国局	41	鳥羽海岸	牛島牛島地区
鳥羽市	水産庁	42	横取漁港海岸	
鳥羽市	水国局	43	鳥羽海岸	答志島答志地区横取東地先
鳥羽市	水産庁	44	舟越漁港海岸	
鳥羽市	水産庁	45	答志漁港海岸	
鳥羽市	水国局	46	鳥羽海岸	答志島答志地区答志東地先
鳥羽市	水産庁	47	和貝(答志)漁港海岸	
鳥羽市	水国局	48	鳥羽海岸	答志島答志地区答志西地先
鳥羽市	水国局	49	鳥羽海岸	神島神島地区神島西地先
鳥羽市	水産庁	50	神島漁港海岸	
鳥羽市	水国局	51	鳥羽海岸	神島神島地区神島東地先
鳥羽市	水国局	52	鳥羽海岸	神島神島地区神島南地先
鳥羽市	港湾局	53	鳥羽海岸	坂手地区
鳥羽市	水国局	54	鳥羽海岸	坂手島坂手地区坂手北地先
鳥羽市	水国局	55	鳥羽海岸	坂手島坂手地区坂手東地先
鳥羽市	水産庁	56	坂手漁港海岸	
鳥羽市	農振局	57	鳥羽海岸	菅島地区
鳥羽市	水産庁	58	菅島漁港海岸	
鳥羽市	水国局	59	鳥羽海岸	菅島菅島地区白浜地先
鳥羽市	水国局	60	鳥羽海岸	菅島菅島地区オナム浜地先
鳥羽市	水国局	61	鳥羽海岸	菅島菅島地区網ノ浜地先
鳥羽市	水国局	62	鳥羽海岸	菅島地区海老穴浜地先
鳥羽市	港湾局	63	的矢海岸	相差群地区
鳥羽市	港湾局	64	的矢海岸	千賀地区
鳥羽市	港湾局	65	的矢海岸	堅子地区
志摩市	農振局	66	磯部海岸	的矢地区
志摩市	港湾局	67	的矢海岸	的矢地区
志摩市	港湾局	68	的矢海岸	遠原野地区
志摩市	農振局	69	磯部海岸	遠原野地区
志摩市	農振局	70	磯部海岸	穴川地区
志摩市	港湾局	71	的矢海岸	飯浜地区
志摩市	港湾局	72	的矢海岸	穴川坂崎地区
志摩市	農振局	73	磯部海岸	三ヶ所地区
志摩市	港湾局	74	的矢海岸	三ヶ所地区
志摩市	農振局	75	阿児海岸	国府地区
志摩市	港湾局	76	的矢海岸	国府地区
志摩市	港湾局	77	的矢海岸	阿瀬地区
志摩市	農振局	78	阿児海岸	安東地区
志摩市	水産庁	79	安東漁港海岸	
志摩市	水国局	80	阿児海岸	安東地区
志摩市	農振局	81	阿児海岸	田尻地区
志摩市	水産庁	82	国府漁港海岸	

凡 例

■ 受益地域 (高潮による想定浸水区域)



この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



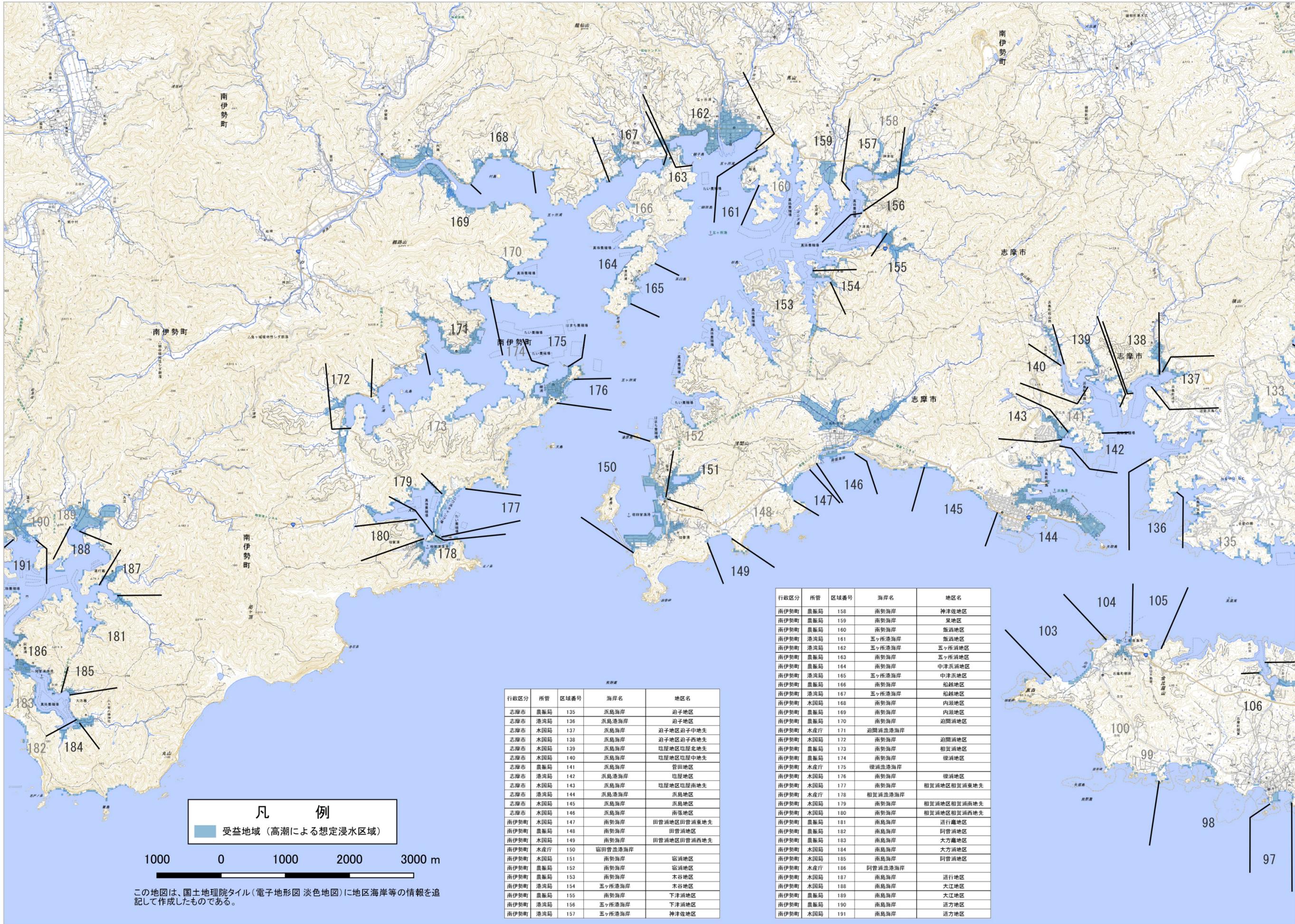
行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
志摩市	水産庁	82	国府造港海岸	
志摩市	水国局	83	阿児海岸	国府地区
志摩市	水産庁	84	甲賀造港海岸	
志摩市	水国局	85	阿児海岸	志島地区
志摩市	水国局	86	大王海岸	群名地区
志摩市	水産庁	87	名田造港海岸	
志摩市	水国局	88	大王海岸	名田地区
志摩市	水産庁	89	波切造港海岸	
志摩市	水国局	90	大王海岸	船越地区
志摩市	水産庁	91	深谷造港海岸	深谷地区
志摩市	水国局	92	志摩海岸	片田地区
志摩市	水産庁	93	片田造港海岸	
志摩市	水国局	94	志摩海岸	布施田地区
志摩市	水産庁	95	和興造港海岸	
志摩市	水国局	96	志摩海岸	和具地区
志摩市	水産庁	97	越賀造港海岸	
志摩市	水国局	98	志摩海岸	越賀地区
志摩市	農振局	99	志摩海岸	越賀地区
志摩市	農振局	100	志摩海岸	御座地区
志摩市	水国局	101	志摩海岸	小島小島地区
志摩市	水国局	102	志摩海岸	大島大島地区
志摩市	水国局	103	志摩海岸	御座地区御座西地先
志摩市	水産庁	104	御座造港海岸	
志摩市	水国局	105	志摩海岸	御座地区御座東地先
志摩市	水国局	106	志摩海岸	越賀酒地区
志摩市	水国局	107	志摩海岸	和具酒地区
志摩市	水国局	108	志摩海岸	布施田酒地区
志摩市	農振局	109	志摩海岸	片田地区
志摩市	水産庁	110	深谷造港海岸	片田地区
志摩市	農振局	111	大王海岸	半女地区
志摩市	水産庁	112	深谷造港海岸	船越地区
志摩市	水国局	113	志摩海岸	間崎島地区間崎島南地先
志摩市	水産庁	114	間崎造港海岸	
志摩市	水国局	115	志摩海岸	間崎島地区間崎島北地先
志摩市	農振局	116	志摩海岸	間崎地区
志摩市	農振局	117	阿児海岸	立神地区
志摩市	農振局	118	大王海岸	次郎六郎地区
志摩市	農振局	119	大王海岸	近谷地区
志摩市	農振局	120	大王海岸	登茂山地区
志摩市	水国局	121	大王海岸	波切酒地区
志摩市	水国局	122	阿児海岸	立神地区立神南地先
志摩市	水国局	123	阿児海岸	立神地区立神北地先
志摩市	農振局	124	阿児海岸	神明地区
志摩市	水国局	125	阿児海岸	神明酒地区神明東地先
志摩市	港湾局	126	阿児海岸	賀島地区
志摩市	港湾局	127	賀島海岸	賀島地区
志摩市	水国局	128	阿児海岸	神明酒地区神明中地先
志摩市	水国局	129	阿児海岸	神明酒地区神明西地先
志摩市	水産庁	130	神明造港海岸	
志摩市	農振局	131	阿児海岸	脇方地区
志摩市	水国局	132	阿児海岸	脇方酒地区
志摩市	農振局	133	浜島海岸	大崎地区
志摩市	水国局	134	浜島海岸	迫子地区迫子東地先
志摩市	農振局	135	浜島海岸	迫子地区
志摩市	港湾局	136	浜島海岸	迫子地区
志摩市	水国局	137	浜島海岸	迫子地区迫子中地先
志摩市	水国局	138	浜島海岸	迫子地区迫子西地先
志摩市	水国局	139	浜島海岸	塩屋地区塩屋北地先
志摩市	水国局	140	浜島海岸	塩屋地区塩屋中地先
志摩市	農振局	141	浜島海岸	菅田地区
志摩市	港湾局	142	浜島海岸	塩屋地区
志摩市	水国局	143	浜島海岸	塩屋地区塩屋南地先
志摩市	港湾局	144	浜島海岸	浜島地区

凡 例

■ 受益地域（高潮による想定浸水区域）



この地図は、国土院院タイル（電子地形図 淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



凡 例
 ■ 受益地域 (高潮による想定浸水区域)

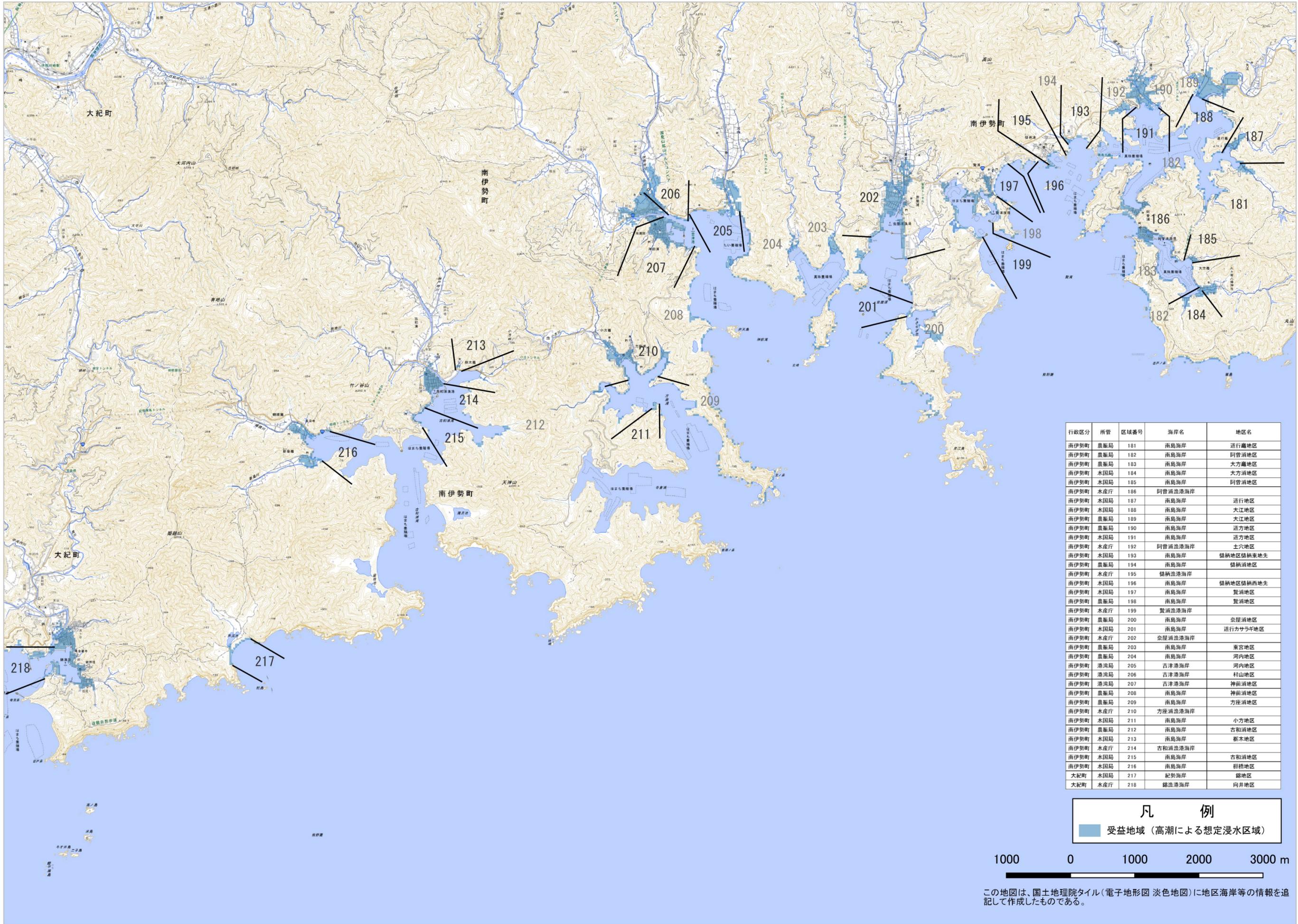
1000 0 1000 2000 3000 m

この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
志摩市	農振局	135	浜島海岸	迫子地区
志摩市	港湾局	136	浜島港海岸	迫子地区
志摩市	水国局	137	浜島海岸	迫子地区迫子中地先
志摩市	水国局	138	浜島海岸	迫子地区迫子西地先
志摩市	水国局	139	浜島海岸	塩屋地区塩屋北地先
志摩市	水国局	140	浜島海岸	塩屋地区塩屋中地先
志摩市	農振局	141	浜島海岸	菅田地区
志摩市	港湾局	142	浜島港海岸	塩屋地区
志摩市	水国局	143	浜島海岸	塩屋地区塩屋南地先
志摩市	港湾局	144	浜島港海岸	浜島地区
志摩市	水国局	145	浜島海岸	浜島地区
志摩市	水国局	146	浜島海岸	南張地区
南伊勢町	水国局	147	南勢海岸	田曾浦地区田曾浦東地先
南伊勢町	農振局	148	南勢海岸	田曾浦地区
南伊勢町	水国局	149	南勢海岸	田曾浦地区田曾浦西地先
南伊勢町	水産庁	150	宿田曾浦港海岸	宿田地区
南伊勢町	水国局	151	南勢海岸	宿田地区
南伊勢町	農振局	152	南勢海岸	宿田地区
南伊勢町	農振局	153	南勢海岸	木谷地区
南伊勢町	港湾局	154	五ヶ所港海岸	木谷地区
南伊勢町	農振局	155	南勢海岸	下津浦地区
南伊勢町	港湾局	156	五ヶ所港海岸	下津浦地区
南伊勢町	港湾局	157	五ヶ所港海岸	神津佐地区

行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
南伊勢町	農振局	158	南勢海岸	神津佐地区
南伊勢町	農振局	159	南勢海岸	泉地区
南伊勢町	農振局	160	南勢海岸	飯酒地区
南伊勢町	港湾局	161	五ヶ所港海岸	飯酒地区
南伊勢町	港湾局	162	五ヶ所港海岸	五ヶ所浦地区
南伊勢町	農振局	163	南勢海岸	五ヶ所浦地区
南伊勢町	農振局	164	南勢海岸	中津浜浦地区
南伊勢町	港湾局	165	五ヶ所港海岸	中津浜地区
南伊勢町	農振局	166	南勢海岸	船越地区
南伊勢町	港湾局	167	五ヶ所港海岸	船越地区
南伊勢町	水国局	168	南勢海岸	内湖地区
南伊勢町	農振局	169	南勢海岸	内湖地区
南伊勢町	農振局	170	南勢海岸	迫間浦地区
南伊勢町	水産庁	171	迫間浦港海岸	迫間浦地区
南伊勢町	水国局	172	南勢海岸	迫間浦地区
南伊勢町	農振局	173	南勢海岸	相賀浦地区
南伊勢町	農振局	174	南勢海岸	相賀浦地区
南伊勢町	水産庁	175	磯浦漁港海岸	磯浦地区
南伊勢町	水国局	176	南勢海岸	磯浦地区
南伊勢町	水国局	177	南勢海岸	相賀浦地区相賀浦東地先
南伊勢町	水産庁	178	相賀浦漁港海岸	相賀浦地区
南伊勢町	水国局	179	南勢海岸	相賀浦地区相賀浦南地先
南伊勢町	水国局	180	南勢海岸	相賀浦地区相賀浦西地先
南伊勢町	農振局	181	南島海岸	道行地区
南伊勢町	農振局	182	南島海岸	阿曾浦地区
南伊勢町	農振局	183	南島海岸	大方地区
南伊勢町	水国局	184	南島海岸	大方地区
南伊勢町	水国局	185	南島海岸	阿曾浦地区
南伊勢町	水産庁	186	阿曾浦漁港海岸	道行地区
南伊勢町	水国局	187	南島海岸	道行地区
南伊勢町	水国局	188	南島海岸	大江地区
南伊勢町	農振局	189	南島海岸	大江地区
南伊勢町	農振局	190	南島海岸	道方地区
南伊勢町	水国局	191	南島海岸	道方地区





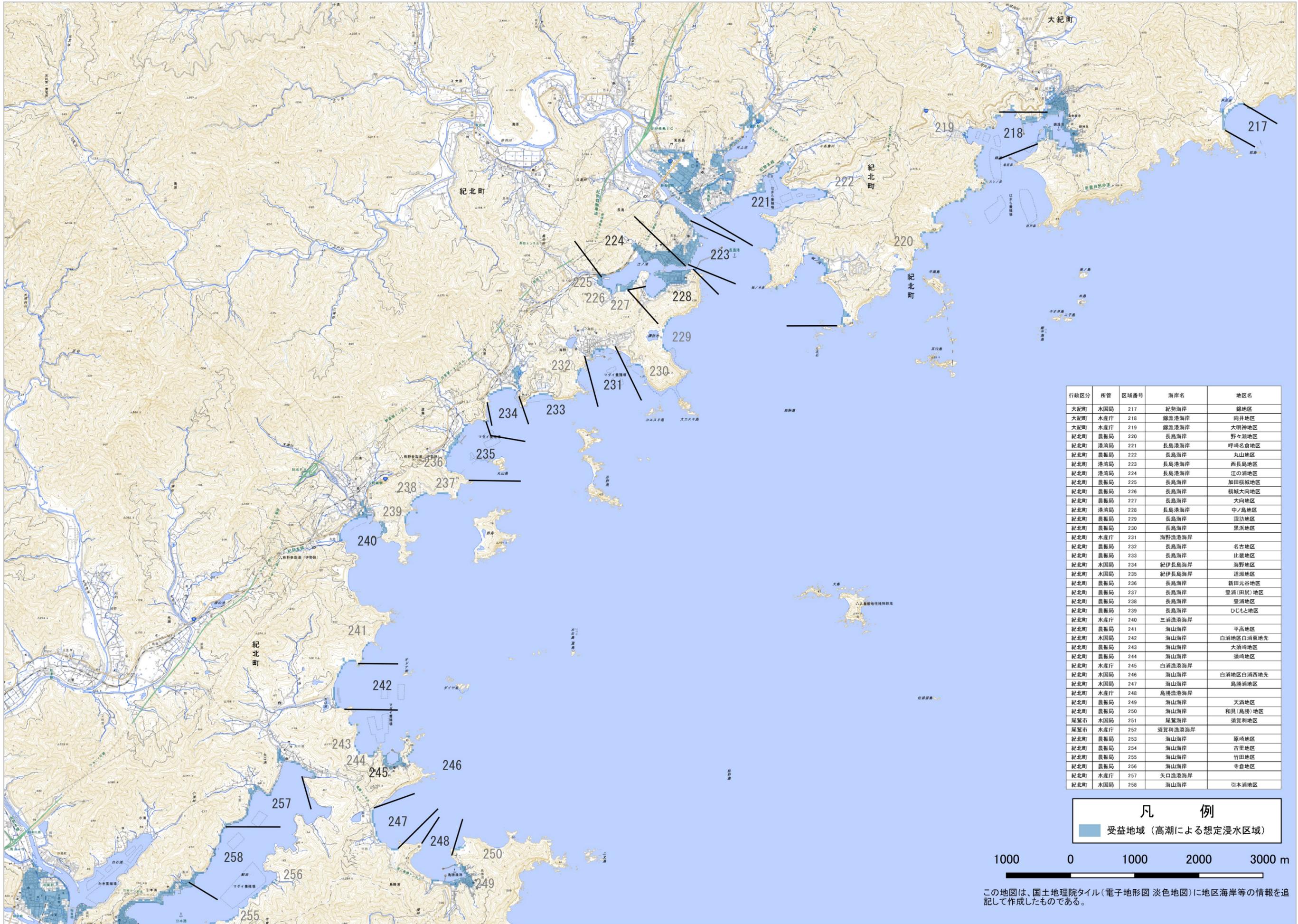
行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
南伊勢町	農振局	181	南島海岸	進行灘地区
南伊勢町	農振局	182	南島海岸	阿曾浦地区
南伊勢町	農振局	183	南島海岸	大方灘地区
南伊勢町	水国局	184	南島海岸	大方浦地区
南伊勢町	水国局	185	南島海岸	阿曾浦地区
南伊勢町	水産庁	186	阿曾浦漁港海岸	進行地区
南伊勢町	水国局	187	南島海岸	大江地区
南伊勢町	農振局	188	南島海岸	大江地区
南伊勢町	農振局	189	南島海岸	道方地区
南伊勢町	水国局	191	南島海岸	道方地区
南伊勢町	水産庁	192	阿曾浦漁港海岸	土穴地区
南伊勢町	水国局	193	南島海岸	徳納地区徳納東地先
南伊勢町	農振局	194	南島海岸	徳納浦地区
南伊勢町	水産庁	195	徳納漁港海岸	
南伊勢町	水国局	196	南島海岸	徳納地区徳納西地先
南伊勢町	水国局	197	南島海岸	蟹浦地区
南伊勢町	農振局	198	南島海岸	蟹浦地区
南伊勢町	水産庁	199	蟹浦漁港海岸	
南伊勢町	農振局	200	南島海岸	奈屋浦地区
南伊勢町	水国局	201	南島海岸	進行カサヤキ地区
南伊勢町	水産庁	202	奈屋浦漁港海岸	
南伊勢町	農振局	203	南島海岸	東宮地区
南伊勢町	農振局	204	南島海岸	河内地区
南伊勢町	港湾局	205	吉津港海岸	河内地区
南伊勢町	港湾局	206	吉津港海岸	村山地区
南伊勢町	港湾局	207	吉津港海岸	神前浦地区
南伊勢町	農振局	208	南島海岸	神前浦地区
南伊勢町	農振局	209	南島海岸	方座浦地区
南伊勢町	水産庁	210	方座浦漁港海岸	
南伊勢町	水国局	211	南島海岸	小方地区
南伊勢町	農振局	212	南島海岸	古和浦地区
南伊勢町	水国局	213	南島海岸	橋木地区
南伊勢町	水産庁	214	古和浦漁港海岸	
南伊勢町	水国局	215	南島海岸	古和浦地区
南伊勢町	水国局	216	南島海岸	柳橋地区
大紀町	水国局	217	紀勢海岸	盛地区
大紀町	水産庁	218	録漁港海岸	向井地区

凡 例

■ 受益地域 (高潮による想定浸水区域)



この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



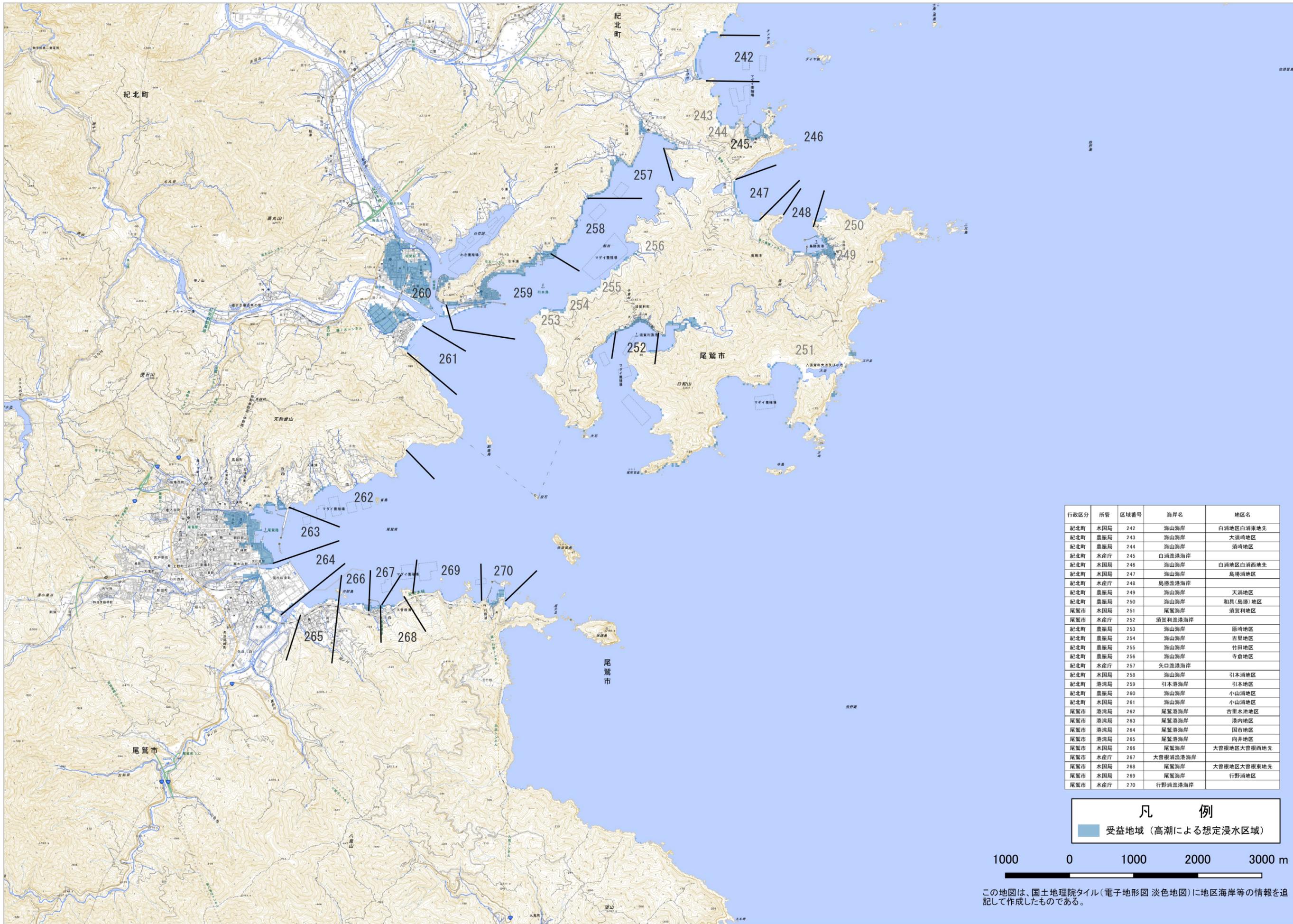
行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
大紀町	水国局	217	紀勢海岸	錦地区
大紀町	水産庁	218	錦漁港海岸	向井地区
大紀町	水産庁	219	錦漁港海岸	大明神地区
紀北町	農振局	220	長島海岸	野々瀬地区
紀北町	港湾局	221	長島海岸	呼崎名倉地区
紀北町	農振局	222	長島海岸	丸山地区
紀北町	港湾局	223	長島海岸	西長島地区
紀北町	港湾局	224	長島海岸	江の浦地区
紀北町	農振局	225	長島海岸	加田横城地区
紀北町	農振局	226	長島海岸	横城大向地区
紀北町	農振局	227	長島海岸	大向地区
紀北町	港湾局	228	長島海岸	中ノ島地区
紀北町	農振局	229	長島海岸	諏訪地区
紀北町	農振局	230	長島海岸	黒浜地区
紀北町	水産庁	231	海野漁港海岸	
紀北町	農振局	232	長島海岸	名古地区
紀北町	農振局	233	長島海岸	比羅地区
紀北町	水国局	234	紀伊長島海岸	海野地区
紀北町	水国局	235	紀伊長島海岸	道瀬地区
紀北町	農振局	236	長島海岸	新田元谷地区
紀北町	農振局	237	長島海岸	豊浦(田尻)地区
紀北町	農振局	238	長島海岸	豊浦地区
紀北町	農振局	239	長島海岸	ひじもと地区
紀北町	水産庁	240	三浦漁港海岸	
紀北町	農振局	241	海山海岸	平高地区
紀北町	水国局	242	海山海岸	白瀬地区白瀬地先
紀北町	農振局	243	海山海岸	大須崎地区
紀北町	農振局	244	海山海岸	須崎地区
紀北町	水産庁	245	白瀬漁港海岸	
紀北町	水国局	246	海山海岸	白瀬地区白瀬西地先
紀北町	水国局	247	海山海岸	島勝浦地区
紀北町	水産庁	248	島勝漁港海岸	
紀北町	農振局	249	海山海岸	天満地区
紀北町	農振局	250	海山海岸	和具(島勝)地区
尾鷲市	水国局	251	尾鷲海岸	須賀利地区
尾鷲市	水産庁	252	須賀利漁港海岸	
紀北町	農振局	253	海山海岸	原崎地区
紀北町	農振局	254	海山海岸	古里地区
紀北町	農振局	255	海山海岸	竹田地区
紀北町	農振局	256	海山海岸	寺倉地区
紀北町	水産庁	257	矢口漁港海岸	
紀北町	水国局	258	海山海岸	引本浦地区

凡 例

■ 受益地域 (高潮による想定浸水区域)



この地図は、国土院院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



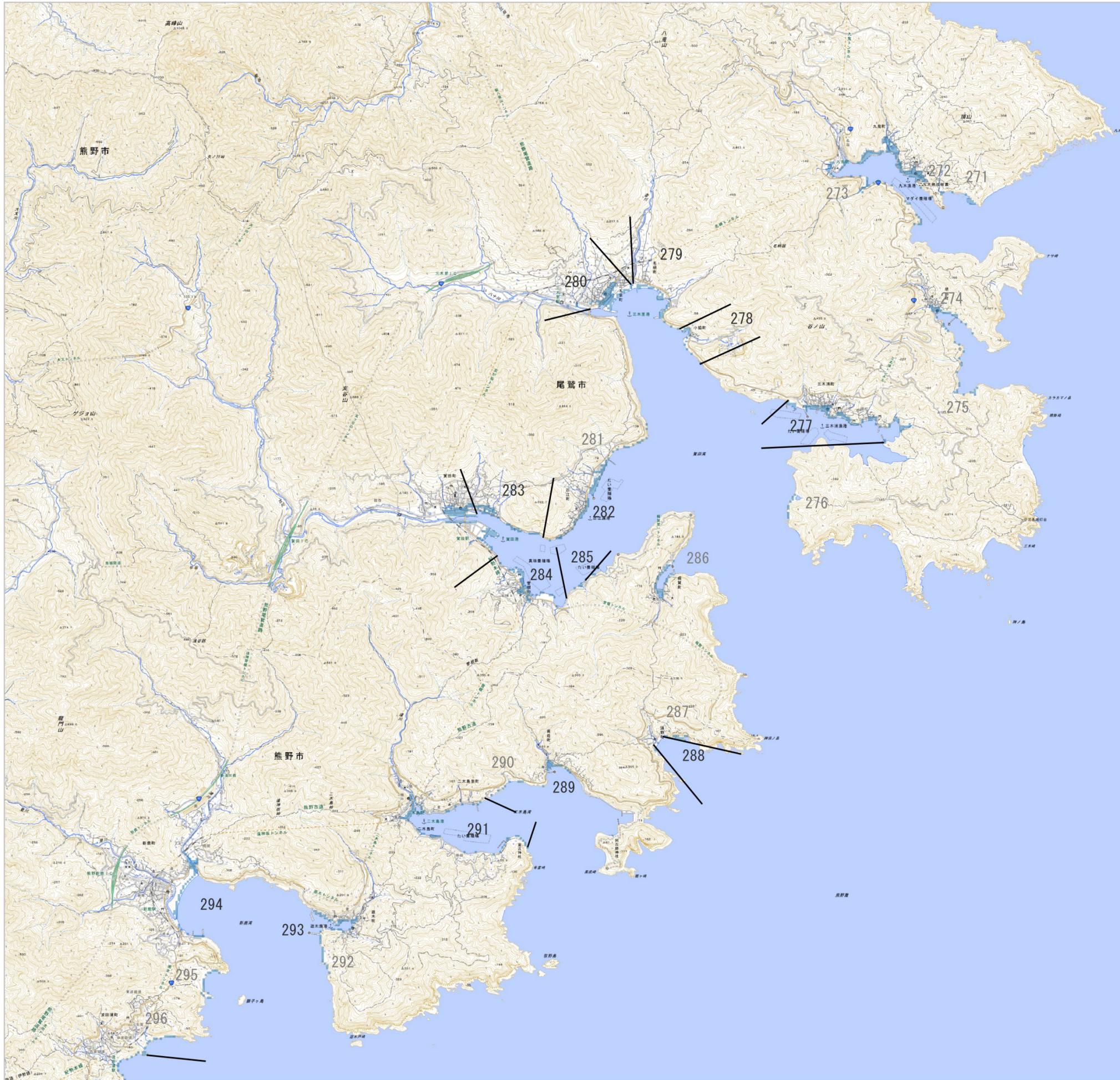
行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
紀北町	水国局	242	海山海岸	白瀬地区白瀬東地先
紀北町	農振局	243	海山海岸	大須崎地区
紀北町	農振局	244	海山海岸	須崎地区
紀北町	水産庁	245	白瀬漁港海岸	
紀北町	水国局	246	海山海岸	白瀬地区白瀬西地先
紀北町	水国局	247	海山海岸	島崎酒地区
紀北町	水産庁	248	島崎漁港海岸	
紀北町	農振局	249	海山海岸	天酒地区
紀北町	農振局	250	海山海岸	和具(島崎)地区
尾鷲市	水国局	251	尾鷲海岸	須賀利地区
尾鷲市	水産庁	252	須賀利漁港海岸	
紀北町	農振局	253	海山海岸	原崎地区
紀北町	農振局	254	海山海岸	古里地区
紀北町	農振局	255	海山海岸	竹田地区
紀北町	農振局	256	海山海岸	寺倉地区
紀北町	水産庁	257	矢口漁港海岸	
紀北町	水国局	258	海山海岸	引本酒地区
紀北町	港湾局	259	引本港海岸	引本地区
紀北町	農振局	260	海山海岸	小山酒地区
紀北町	水国局	261	海山海岸	小山酒地区
尾鷲市	港湾局	262	尾鷲港海岸	古里水池地区
尾鷲市	港湾局	263	尾鷲港海岸	港内地区
尾鷲市	港湾局	264	尾鷲港海岸	国市地区
尾鷲市	港湾局	265	尾鷲港海岸	向井地区
尾鷲市	水国局	266	尾鷲海岸	大曾根地区大曾根西地先
尾鷲市	水産庁	267	大曾根漁港海岸	
尾鷲市	水国局	268	尾鷲海岸	大曾根地区大曾根東地先
尾鷲市	水国局	269	尾鷲海岸	行野酒地区
尾鷲市	水産庁	270	行野酒漁港海岸	

凡 例

■ 受益地域 (高潮による想定浸水区域)



この地図は、国土院院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



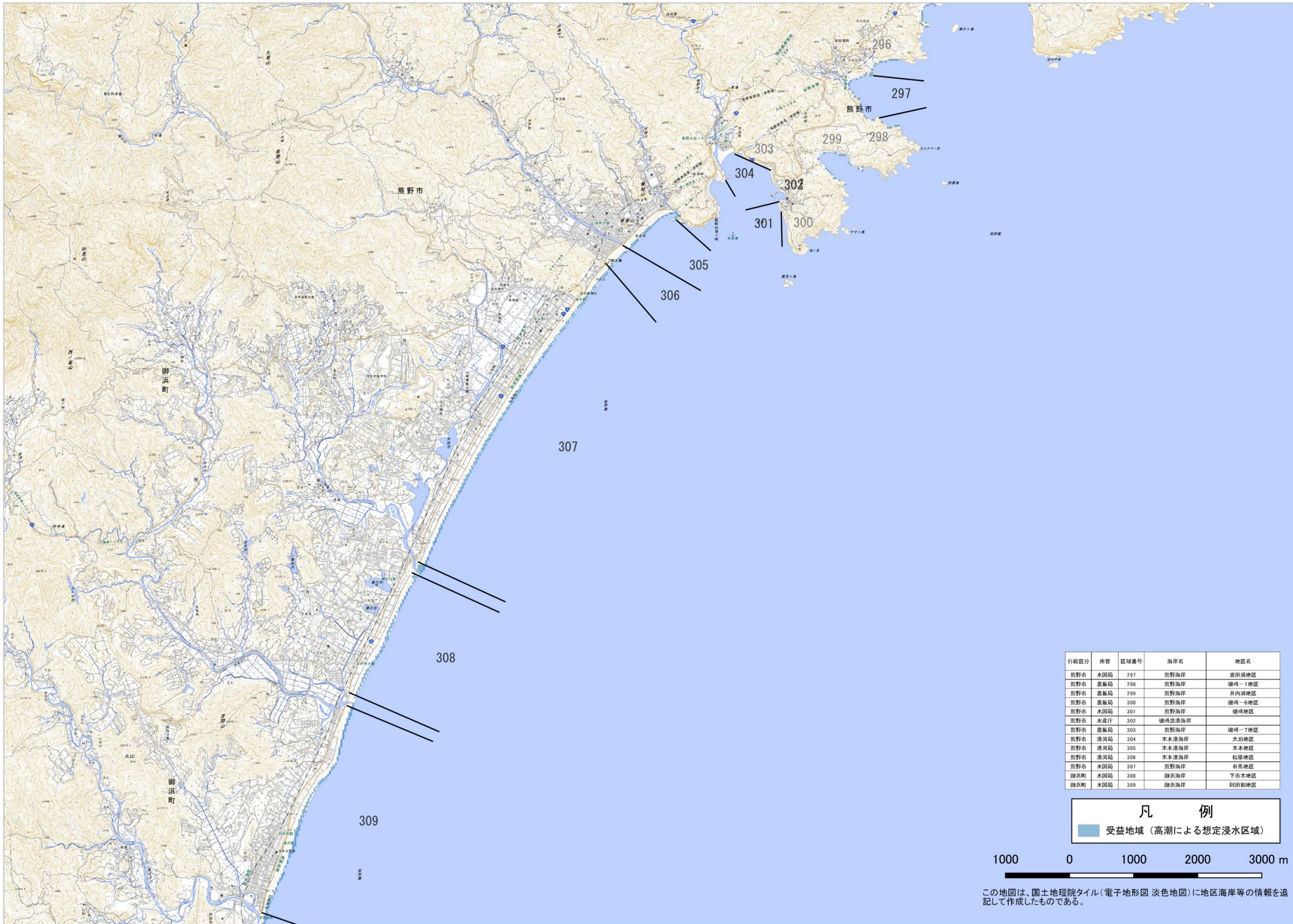
行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
尾鷲市	農振局	271	尾鷲海岸	九鬼地区
尾鷲市	農振局	272	尾鷲海岸	川向小口地区
尾鷲市	水産庁	273	九木漁港海岸	
尾鷲市	水産庁	274	早田漁港海岸	
尾鷲市	農振局	275	尾鷲海岸	大木名地区
尾鷲市	農振局	276	尾鷲海岸	戸丸エヒシ地区
尾鷲市	水産庁	277	三木浦漁港海岸	
尾鷲市	港湾局	278	三木里港海岸	小脇地区
尾鷲市	港湾局	279	三木里港海岸	名柄地区
尾鷲市	港湾局	280	三木里港海岸	三木里地区
尾鷲市	水国局	281	尾鷲海岸	古江地区
尾鷲市	水産庁	282	古江漁港海岸	
尾鷲市	港湾局	283	實田港海岸	實田地区
尾鷲市	水産庁	284	曾根漁港海岸	
尾鷲市	水国局	285	尾鷲海岸	曾根地区
尾鷲市	水産庁	286	椋賀漁港海岸	
熊野市	農振局	287	熊野海岸	須野地区
熊野市	水国局	288	熊野海岸	須野地区
熊野市	水産庁	289	雨母漁港海岸	
熊野市	農振局	290	熊野海岸	二木島地区
熊野市	港湾局	291	二木島港海岸	二木島地区
熊野市	農振局	292	熊野海岸	造木地区
熊野市	水産庁	293	造木漁港海岸	
熊野市	水産庁	294	新鹿漁港海岸	
熊野市	農振局	295	熊野海岸	波田須地区
熊野市	農振局	296	熊野海岸	矢賀地区

凡 例

■ 受益地域 (高潮による想定浸水区域)



この地図は、国土院院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



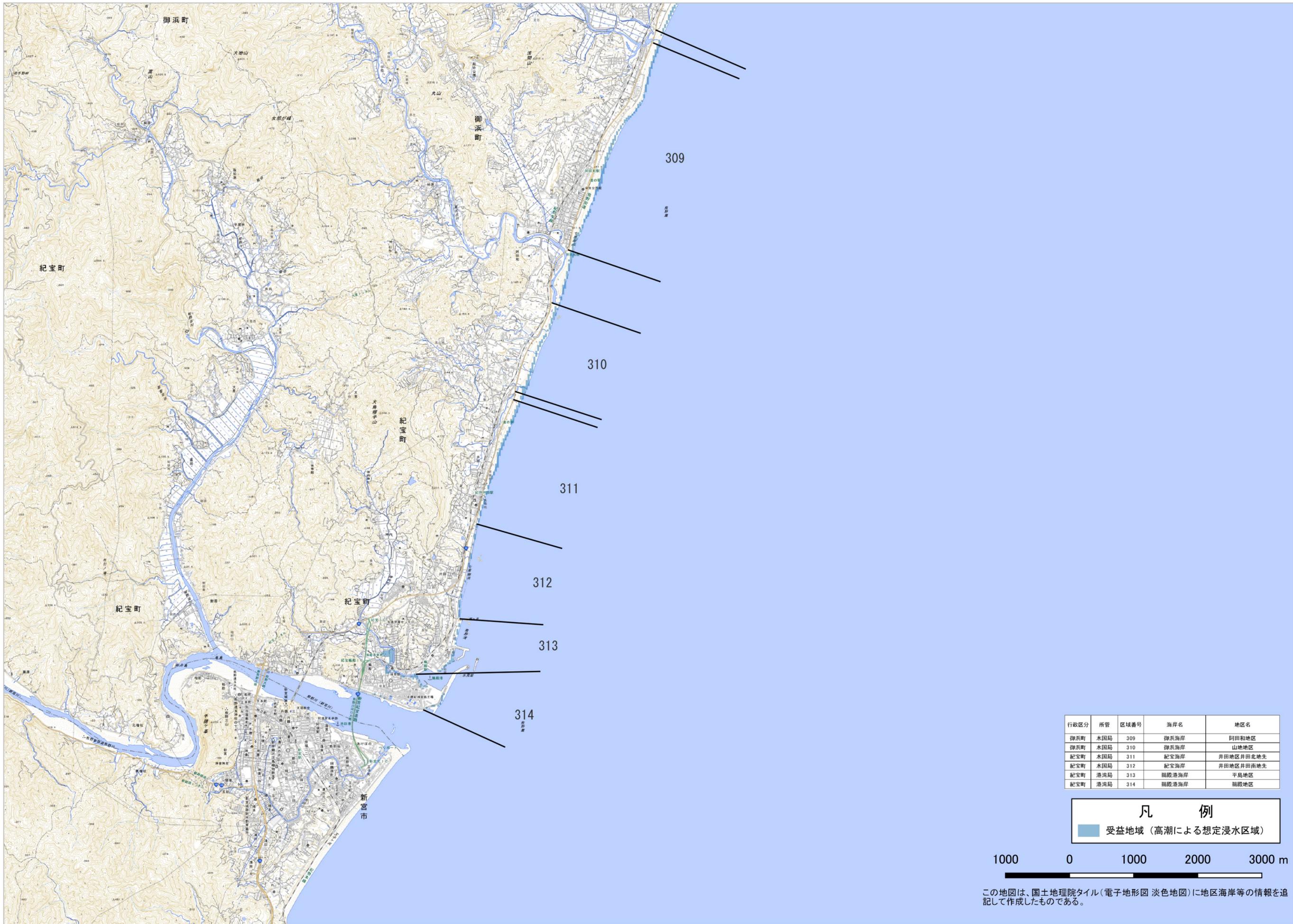
行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
熊野市	水国局	297	熊野海岸	波田須地区
熊野市	農振局	298	熊野海岸	磯崎-1地区
熊野市	農振局	299	熊野海岸	井内瀬地区
熊野市	農振局	300	熊野海岸	磯崎-6地区
熊野市	水国局	301	熊野海岸	磯崎地区
熊野市	水産庁	302	磯崎漁港海岸	
熊野市	農振局	303	熊野海岸	磯崎-7地区
熊野市	港湾局	304	木本港海岸	大泊地区
熊野市	港湾局	305	木本港海岸	木本地区
熊野市	港湾局	306	木本港海岸	松原地区
熊野市	水国局	307	熊野海岸	有馬地区
御浜町	水国局	308	御浜海岸	下市本地区
御浜町	水国局	309	御浜海岸	阿田和地区

凡 例

■ 受益地域 (高潮による想定浸水区域)



この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
御浜町	水国局	309	御浜海岸	阿田和地区
御浜町	水国局	310	御浜海岸	山地地区
紀宝町	水国局	311	紀宝海岸	井田地区井田北地先
紀宝町	水国局	312	紀宝海岸	井田地区井田南地先
紀宝町	港湾局	313	福殿港海岸	平島地区
紀宝町	港湾局	314	福殿港海岸	福殿地区

凡 例

■ 受益地域（高潮による想定浸水区域）



この地図は、国土地理院タイル（電子地形図 淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。